

14.6
96



始



10-129



統計年報

自大正二年一月
至大正三年十二月

第一區府縣立全生病院

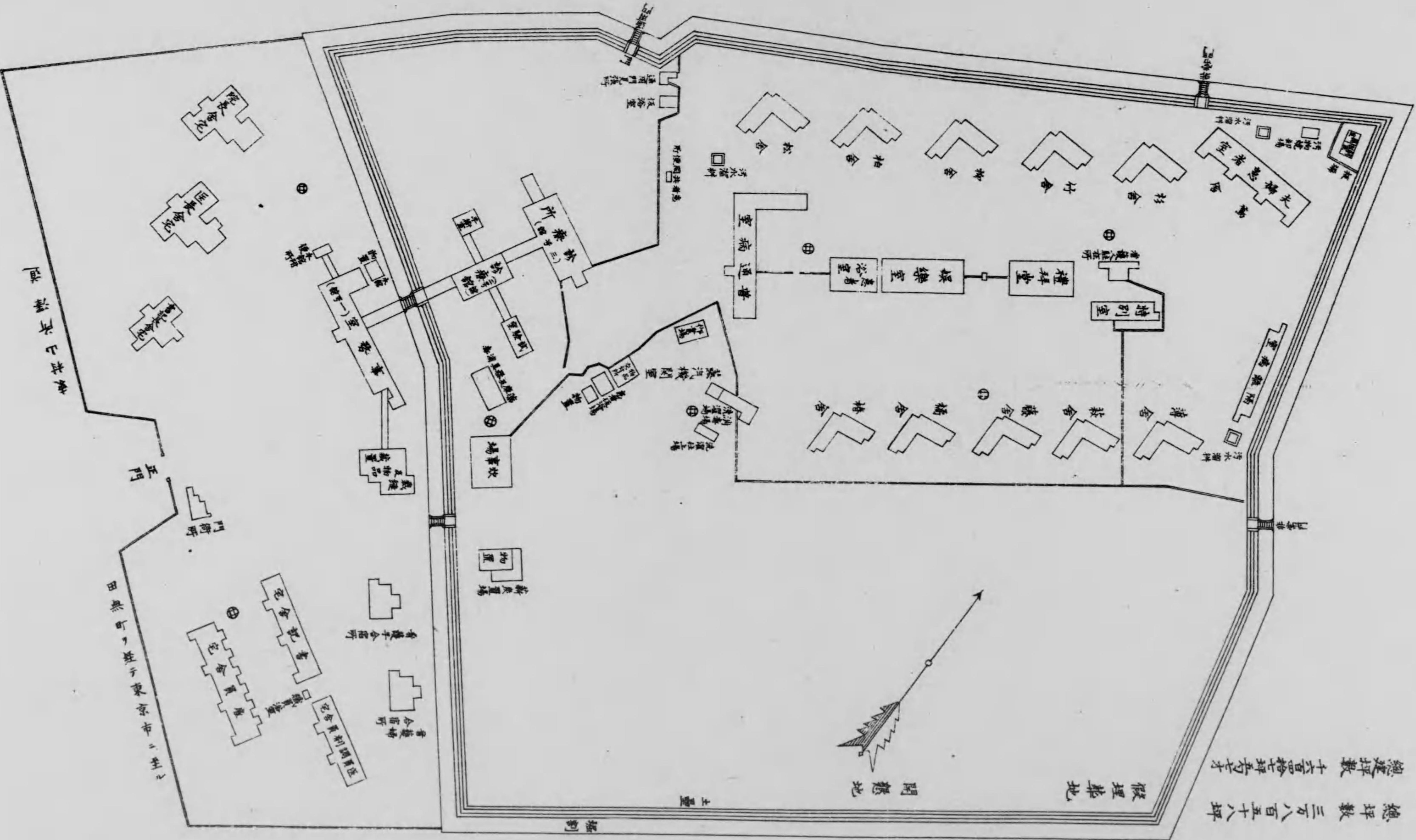


園路心算記第百五号 以巻四一第

頁	行	段	正誤表	頁	行	段	正誤表
四七	一三	上ノ欄	患者耕作蔬菜	四八	一三	下ノ欄	急性腹膜炎
四四	一七	二ノ欄	患者耕作蔬菜	五一	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
四四	一七	三ノ欄	患者耕作蔬菜	五二	一二	下ノ欄	急性腹膜炎
四一	二五	三ノ欄	患者耕作蔬菜	五三	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
三八	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	五六	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
三一	二五	上ノ欄	患者耕作蔬菜	五八	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
三〇	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六一	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
二八	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六二	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
二五	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六三	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
二四	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六四	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
二二	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六五	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
二一	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六六	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
一七	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六七	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
一四	二二	上ノ欄	患者耕作蔬菜	六八	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎
一	一四	三	患者耕作蔬菜	六九	一〇	下ノ欄	急性腹膜炎

第一區府縣立全生病院構内畧圖

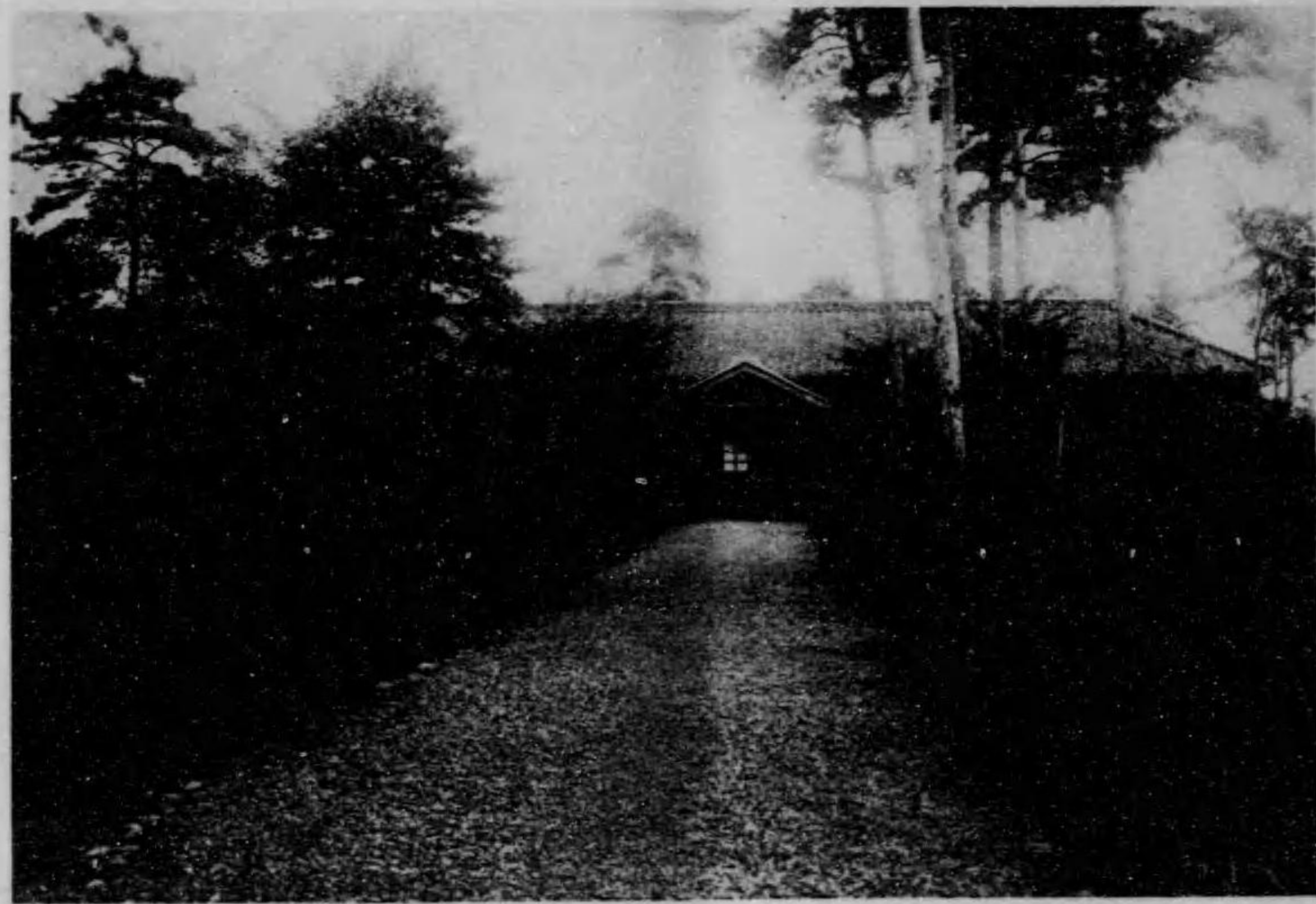
總坪數 三万八百五十八坪
 總建坪數 十六百拾七坪有半



田原市二丁目

田原市二丁目

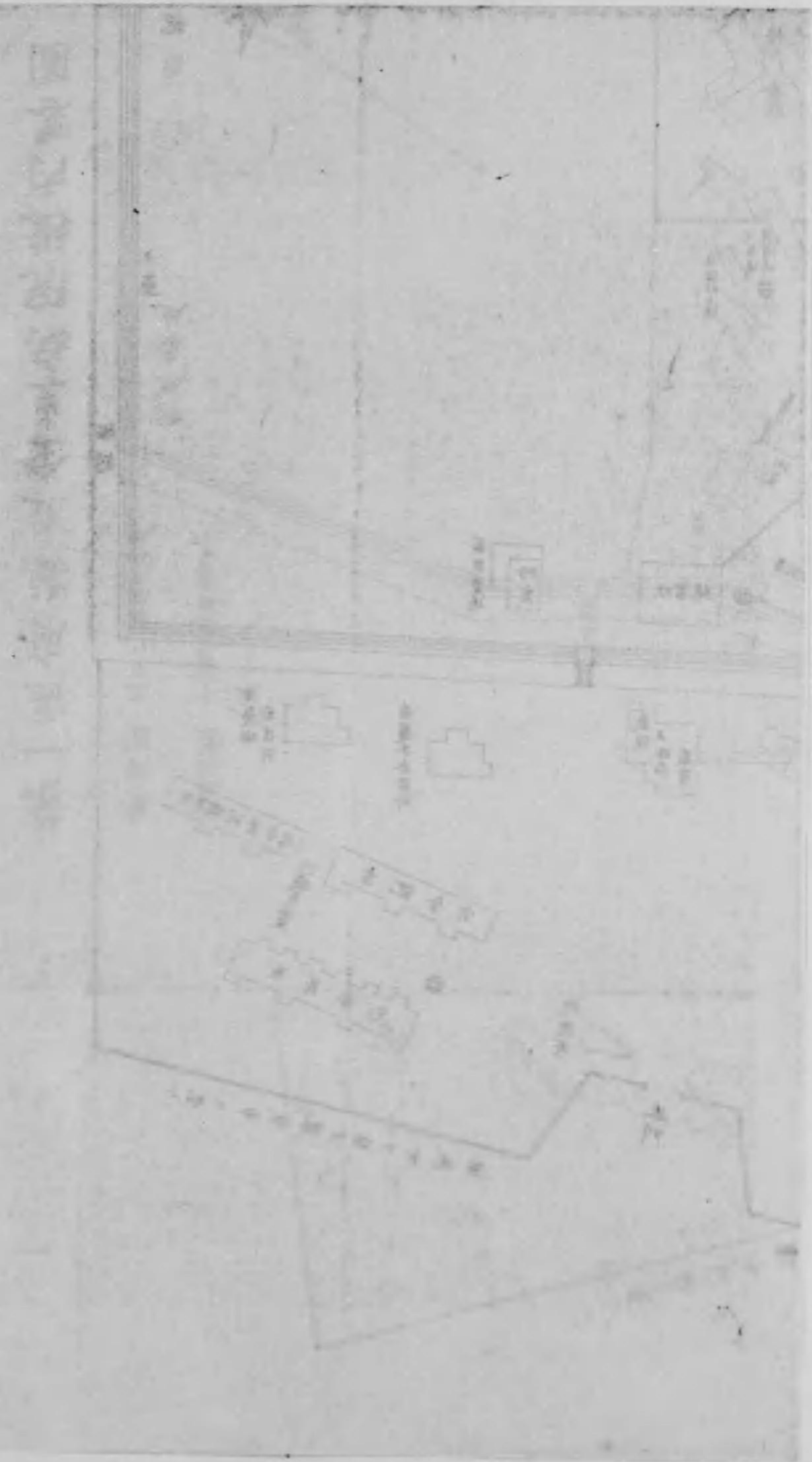
正門



(一其) 面正所務事



(二其) 室病重





(三 其) 堂 拜 禮



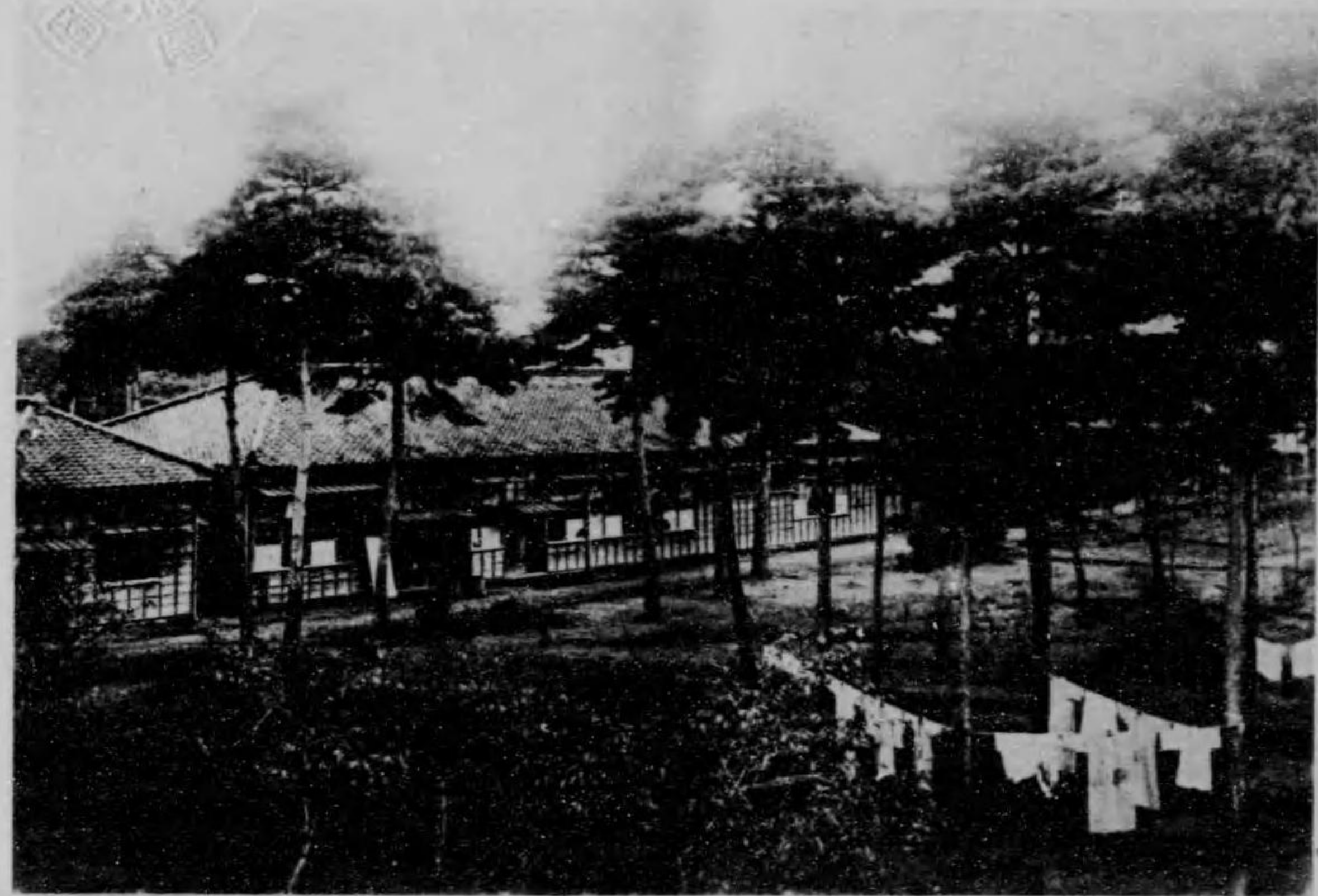
(四 其) 人 觀 參 及 宅 住 者 患



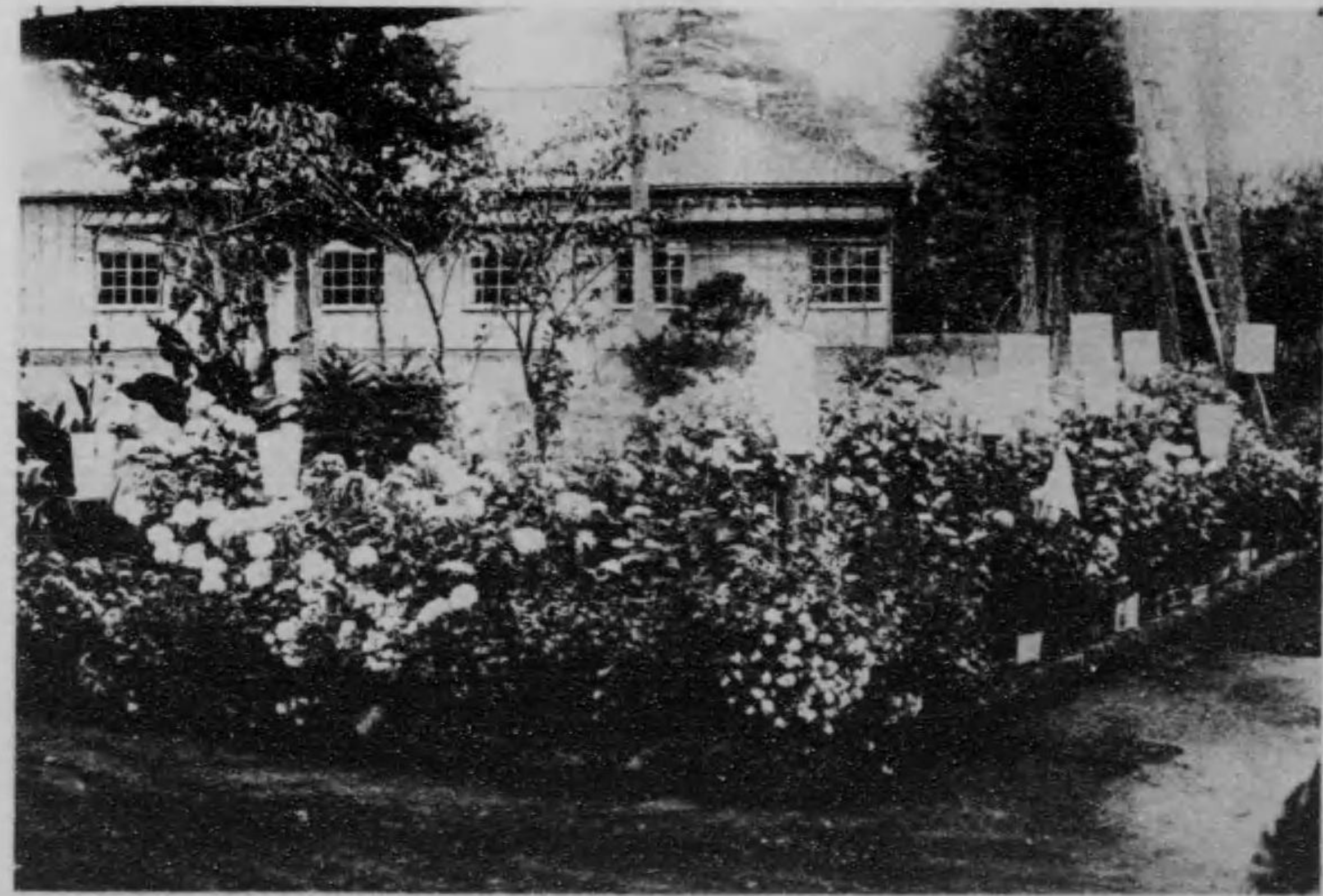
(五其) 隊 樂 音 兒 小



(六其) 業 作 ノ 者 患



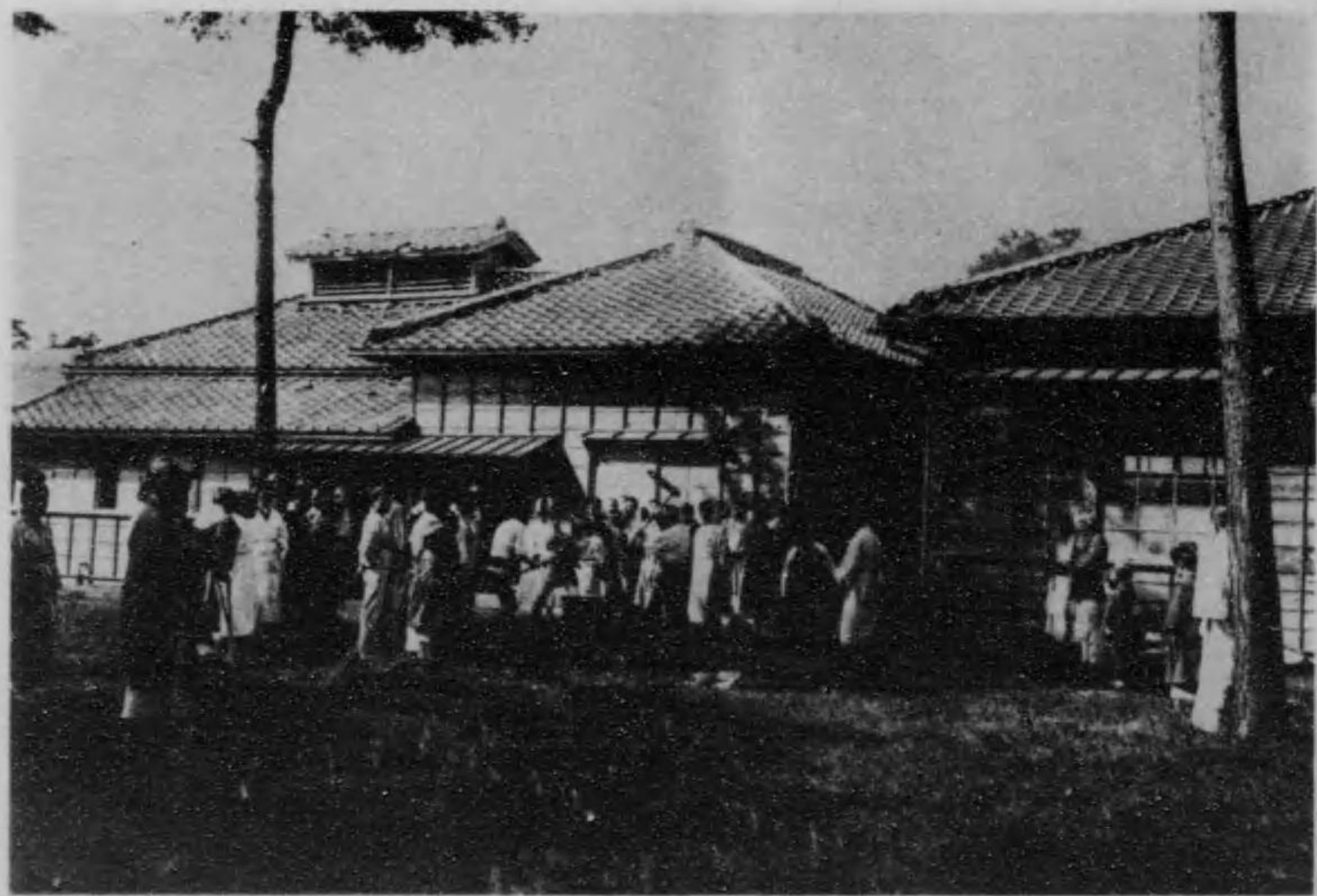
(七其) 望遠ノ室樂娛



(八其) 望遠ノ堂拜禮及壇花菊



(九其) 居 芝 ノ 者 患



(十其) 搦 餅 ノ 者 患



目次

第一	沿革	一
第二	事務處辨ノ概況	八
第三	治療ノ概況	一三
第四	一般患者ノ狀態	一七
第五	開院以來收容患者異動	一九
第六	收容患者送致官廳月別	二一
第七	大正二、三年收容患者異動	二四
第八	現在患者本籍府縣別	二八
第九	現在患者本籍年齡別	三一
第十	收容患者發病年齡別	三四
第十一	收容患者發病後經過年數別	三四
第十二	收容患者本籍及病型別	三七
第十三	收容患者病型年齡別累年比較	三九
第十四	死亡患者病型年齡別累年比較	四二
第十五	死亡患者死因病類年齡別	四四
第十六	死亡患者死因病類月別	四七

目次

院寄贈本

大正
5. 6. 1
寄贈

目次

第十七	死亡患者本籍府縣別	四九
第十八	傳染病	五二
第十九	入室患者經過日數	五二
第二十	處方箋ニ因リ藥局ニテ投藥月別	五八
第二十一	醫局使用藥品材料月別	六〇
第二十二	現在患者宗教別	六二
第二十三	現在患者教育程度別	六四
第二十四	現在患者發病時ノ職業	六六
第二十五	現在患者前科者調	七三
第二十六	患者作業別延人員	七四
第二十七	患者作業慰勞金高	七七
第二十八	患者收入金調	七九
第二十九	患者購買品其他支出金調	八〇
第三十	患者耕蔬菜納入金額	八二
附關係法令		

五六
107
圖書

第一區府縣立全生病院年報

第一 沿革

一本院ハ明治四十年法律第十一號ニ基キ同年內務省令第二十號ヲ以テ東京府神奈川縣新潟縣埼玉縣群馬縣千葉縣茨城縣栃木縣愛知縣靜岡縣山梨縣長野縣一府十一縣ヲ聯合區域ト定メ創設シタルモノニシテ時ノ東京府知事阿部浩ハ療養所所在地ノ故ヲ以テ本院管理知事トシテ明治四十年十月創設費豫算ヲ編製シ聯合府縣ノ各代表者ト會合シテ費用ノ支出分擔方法ヲ議定シタルモ豫防法實施期日改正ノ結果遂ニ實行ヲ見ル能ハサリシヲ以テ明治四十一年三月更ニ之ヲ議定スルニ至レリ

越エテ明治四十二年二月ニ至リ東京市ヲ距ル西方八里十五町所澤町ヲ離ル、東南方約一里田無街道ニ沿ヘル東京府北多摩郡東村山村大字南秋津字開發地内ナル林野三萬七百八坪ヲ敷地ニ選定シ同年四月土功ヲ起シ建築ニ著手セリ同月東京府屬大野德太郎ハ本院長事務取扱ヲ命セラレ次テ齋藤利一醫員兼藥劑師ニ佐々木哲助石井綱條今道小十郎清水富二書記ヲ命セラレ同年九月光田健輔本院醫長ニ陳鷺郎醫員ニ内海廣業藥劑師ニ命セラレタリ

一同年九月設備セシ建物左ノ如シ

- 一號館(事務所)
- 二號館(治療所)
- 三號館(治療所)
- 試驗室
- 患者住宅十一棟
- 普通病室
- 隔離病室
- 屍室(解剖室)
- 禮拜室
- 浴場(給帶交換)
- 蒸汽機關室(附洗濯場)
- 炊事場

統計



職員舍宅(五棟)

物置(二棟)

門衛所

職員浴室

汚物焼却場

一明治四十二年九月二十八日諸般ノ準備略ホ整理ヲ告ケタルヲ以テ開院式ヲ舉行シタリ然レトモ其ノ設備未タ全タカラサルニ依リ一時東京府荏原郡目黒村私立病院慰療園ノ一部ヲ借リテ假收容所ニ充テ其ノ間事務ヲ東京府廳内ニ於テ處辨セリ同年十月村田茂助醫員ニ命セラレ同月十八日始メテ本院内ニ於テ事務ヲ開始シ收容患者ヲ移スト同時ニ聯合各府縣ノ送致ニ係ル患者ヲ順次收容スルニ至レリ

一明治四十三年二月工藤理助書記ヲ命セラレ同年三月大野東京府屬院長事務取扱ヲ解カル、ト同時ニ休職千葉縣市原郡長池内才次郎本院長ヲ命セラル同年六月池内院長願ニ依リ本官ヲ免セラレ本院専務トナリ齋藤醫員兼藥劑師ハ藥劑師兼醫員ニ川上左右須計ハ醫員ニ命セラレ同年九月今道書記願ニ依リ職務ヲ免セラレタリ

一明治四十三年勅令第三百四十六號癩療養所職員制發布ニ依リ同年十月池内才次郎ハ療養所長ニ光田健輔ハ療養所醫長ニ任セラル、ト同時ニ本院長又ハ本院醫長ヲ命セラル其ノ他醫員調劑員書記何レモ夫々任命セラレタリ同月書記清水富二ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ八角六一郎書記ニ任セラレタリ

一同年度中ニ於ケル補充設備ノ箇所左ノ如シ
患者作業場兼娛樂所 特別室 裁縫所兼物品藏置所
通用門駐在所 看護人寄宿所 浴場ノ増築

機關手及雇員住宅

隔離病室看護人控所及浴場

藥庫及器具消毒室

患者共同便所

手術室

看護人駐在所

一明治四十四年九月調劑員兼醫員齋藤利一死亡シタルニヨリ同月二十一日高橋幸之助調劑員兼醫員ニ任セラレ十一月十五日書記佐々木哲助休職ヲ命セラレタルヲ以テ同月二十五日吉野熊次郎書記ニ任セラレタリ

一四十四年中ニ於テ補充セシ建物ハ
火葬場 一箇所

此ノ敷地百五十坪 建坪十二坪ナリ
一明治四十五年度ニ於テ患者百五十人増員ノ計畫ヲ立テ増員ニ對スル建築費及救護ニ要スル一切ノ經費豫算ヲ計上シ協議會ニ提出シタル結果現在ノ建物ヲ以テ五十人ヲ増員スルコト、ナリ明治四十五年四月ヨリ之ヲ實行スルニ至レリ

一明治四十四年十一月十五日休職ヲ命セラレタル書記佐々木哲助ハ同四十五年六月十五日願ニ依リ本職ヲ免セラレ同年十一月九日書記吉野熊次郎ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ

大正三年中ニ於ケル概要
一大正二年ニ於テ補充設備セシ建造物ハ左ノ如シ
普通病室 一棟 四十坪
物品交附所兼物品藏置所 一棟 十坪
洗濯仕上ケ所兼乾燥室 一棟 十坪

一職員附雇備人ノ異動

大正二年五月一日調副員兼醫員高橋幸之助ハ書記兼醫員ニ任セラレ六月十二日醫員川上左右須計願ニ依リ本職ヲ免セラレ同月二十七日杉山銀次郎調劑員ニ任セラレ七月十六日安藤三次郎書記ニ任セラレタルニ九月三日願ニ依リ本職ヲ免セラレ十一月四日石川又藏醫員ニ任セラレタリ大正三年二月十九日院長池内才次郎ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ同日醫長光田健輔ハ療養所長ニ兼任シ同時ニ本院長ヲ命セラレ三月六日村田茂助ハ醫員ヲ五月十一日八角六一郎ハ書記ヲ執レモ願ニ依リ免セラレ同年五月十三日林芳信ハ醫員ニ同月十八日毛涯鴻ハ書記ニ六月二十九日横田久ハ書記ニ執レモ任命セラレタリ

雇備人ノ出入

職名	大正二年		大正三年	
	出	入	出	入
機關手	1	1	1	1
雇員	2	1	1	1
看護婦	2	1	2	6
門衛	1	1	1	1
小使	2	2	3	3
洗濯人	2	1	1	1
雜役	3	1	3	4

大正三年未現在人員

職名	人員	職名	人員
院長兼院長	1	看護婦	7
醫員	3	看護手	4
調劑員	2	給仕	2
書記兼醫員	4	小使	1
書記兼醫員	1	炊夫	5
機關手	1	火夫	5
計	15	洗濯婦	4
		裁縫婦	3
		雜役	5
		計	37

一大正三年未現在建造物及敷地坪數左ノ如シ

敷地坪數	内	譯
病院敷地		三萬八百五十八坪
火葬場敷地		三萬六百五十八坪
患者一時溜所敷地		百五十坪
患者一時溜所敷地		五十坪

統計

一 建物坪數

內 譯

千六百四十七坪五勺七才

- 一號館(事務室玄關共) 一棟 六十八坪五合
- 二號館(醫務室) 一棟 三十坪
- 三號館(治療室) 一棟 五十四坪
- 試驗室 一棟 十八坪
- 各館付便所 八坪五合三勺
- 同渡リ廊下 三十二坪二合五勺
- 手術室(渡リ廊下共) 一棟 十一坪
- 普通病室 一棟 九十坪五合
- 隔離病室 一棟 三十四坪五合
- 患者浴場 一棟 三十五坪
- 炊事場 一棟 四十二坪
- 普通患者住宅 十棟 四百三十五坪
- 夫婦患者住宅 一棟 七十一坪七合五勺
- 所長舍宅 一棟 三十八坪七合五勺
- 醫長舍宅 一棟 三十四坪
- 書記長舍宅 一棟 二十七坪五合

- 書記舍宅 一棟 六十六坪
- 醫員調劑員舍宅 一棟 七十八坪五合
- 機關手及雇員舍宅 一棟 六十坪
- 消毒用付機關室 一棟 三十坪
- 看護人寄宿所 二棟 三十一坪
- 職員浴室 一棟 五坪
- 屍室及汚物置場 一棟 八坪
- 汚物燒却場 一棟 三坪
- 禮拜堂 一棟 七十二坪
- 門衛所 一棟 十三坪七合五勺
- 特別室 一棟 十六坪二合五勺
- 看護人駐在所 一棟 七坪七合五勺
- 通用門駐在所 一棟 一坪二合五勺
- 患者作業場並娛樂所 一棟 八十坪
- 孵卵器置場 一棟 一坪
- 見張所 四棟 一坪七合七勺七才
- 動物飼育舍 一棟 五坪
- 患者假浴場 二棟 八坪

統計

患者共同便所	一棟 一坪
裁縫所及物品藏置所	一棟 二十五坪
渡り廊下(一號室ト裁縫所)	九坪
藥庫及器具消毒室	一棟 二十坪
物置	四棟 二十四坪
假縋帶交換所	一棟 七坪五合
患者一時溜所	一棟 九坪
物品交付所兼物品藏置所	一棟 十坪
洗濯仕上ヶ所兼乾燥室	一棟 十坪
火葬場	一棟 十二坪

第二 事務處辨ノ概況

一患者收容ノ狀況
 救護患者ハ常ニ定員ニ滿チ其ノ缺員ハ僅カニ死亡セシ者逃走シタル者若クハ扶養義務者ヲ發見シテ引渡シタル者等ニシテ是等患者ハ大正二年ニ於テハ八十三人大正三年ニ於テハ百二十二人ニシテ一年平均約百名一ヶ月僅カニ十人内外ニ過キス之ニ反シテ聯合府縣ノ照會ニ係ル收容ヲ要スル患者ハ常ニ五十人以上ニ達スルモ前記缺員ノ都度順次其ノ一部分ヲ收容スルニ過キサル

ヲ以テ各府縣ノ申込ニ對シテハ直ニ其ノ全部ヲ收容シ得サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ
 一逃走患者ニ對スル處置
 逃走患者ニ對シテハ明治四十四年八月經伺ノ上逃走後二ヶ月ヲ經過シ尙其ノ行衛不明ノ者ハ之ヲ退院者ト看做シ名簿ヲ削除スルコト、ナセシカ其ノ期間ノ長カリシ爲效果少ナキヲ以テ四十五年二月再ヒ其ノ期間ヲ二週間ニ短縮セリ然レトモ逃走患者數ハ依然トシテ減セザルノミナラス大正三年三月東京市内ノ貧民窟ニ發疹室扶斯及肺ベスト發生シ益猖獗ヲ極ムルノ兆アルヲ以テ患者ノ此ノ病竈ト交通スルニ於テハ何時病毒ヲ搬入シ來ルヤモ計ラレサリシヲ以テ之等ノ危險ヲ豫防センカ爲メ大正三年四月更ニ經伺ノ上逃走後ノ猶豫期間ヲ廢シ即時退院處分ヲナスコト、ナセリ

一文書取扱件數
 兩年ニ於ケル文書取扱數ハ大正二年ニハ收受四百一十一件發送三百十九件大正三年ニハ收受四百二十一一件發送三百四十三件ニシテ外ニ物品購入ニ關スル取扱數ハ大正二年ニハ三千五十三件大正三年ニハ三千二百七件ナリ
 一大正元年同二年度歳入歳出決算左ノ通

歳入經常部	大正元年度	大正二年度
雑收入	六九七〇九九	五〇〇〇三七
不用品賣拂代	一一一九四二	六三八五〇

統計

		大正元年度	大正二年度
救護費辨償金		五八五・一五七	四三六・一八七
各府縣分擔金		六二、八二九・八〇〇	五八、二九五・七〇
合計		六三、五二六・八九九	五八、六二九・六〇七
歲入臨時部			
綠越金		一、四一八・〇九七	二、二一八・五六二
寄附金		一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
合計		一、四二八・〇九七	二、二二八・五六二
歲出經常部			
俸給		六四、九五四・九九六	六〇、八五八・一六九
雜者給		九、七七六・八二八	八、九八六・四五八
雜費		七、三〇〇・九八三	七、二六七・九八〇
患者費		三二、三三四・四九五	三一、五二一・七四〇
雜費		六、八九一・四五四	四、九七二・六二八
試驗費		三、二九二・二二	五、一七八・三五
救護費辨償金		八四四・八二七	一、四〇一・〇八八
修繕費		二、三五〇・〇五〇	一、五六七・一三五
合計		五九、八二七・八五九	五六、二三四・八六四

		大正二年度	大正三年度
歲出臨時部			
建築費		一、三四一・七〇〇	一、八九二・三三〇
備品費(初度調辦費)		一、五六六・八七五	三、三三九・〇〇
合計		二、九〇八・五七五	二、二二六・三三〇
歲出總計		六二、七三六・四三四	五八、四五五・〇九四
一大正二、三年度歲入歲出豫算左ノ通			
歲入經常部			
雜收入		九六八・六〇〇	七〇七・三八五
不用品賣拂代		一〇〇・〇〇	一〇二・六〇
菜園收入		一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
救護費辨償金		九五八・六〇〇	五四七・二二五
各府縣分擔金		五八、二九五・七〇	五二、九六七・〇〇
合計		五九、〇九八・一七〇	五三、六七四・三八五
歲入臨時部			
綠越金		一、五一〇・〇〇	一〇〇・〇〇
寄附金		一〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇
合計		一、五二〇・〇〇	五〇〇・〇〇

統計

大正元年度		大正二年度	
歳入總計	六〇六一八二七〇	歳入總計	五三七二四三八五
歳出經常部	一〇〇四〇〇〇〇	歳出經常部	八二四〇〇〇〇
俸給	八二九四五〇〇	俸給	八五二三・五〇〇
雜給	三〇、四四八七六〇	雜給	二八、六〇三六〇
患者費	四六八、一一〇	患者費	五、一五九〇七五
雜費	六〇三、〇〇〇	雜費	四八、二四〇〇
試驗費	一七〇、〇〇〇	試驗費	一〇〇、〇〇〇
救護費辨償金	一六〇、一八〇	救護費辨償金	一〇、二四〇五〇
修繕費	一〇〇、〇〇〇	修繕費	一〇〇、〇〇〇
豫備費	五八、三六九一七〇	豫備費	五三、五八九三八五
合計	一、九二五、〇〇〇	合計	一、三三三、〇〇〇
歳出臨時部	一、三二四、〇〇〇	歳出臨時部	一、三三三、〇〇〇
建築費	二、二四九、〇〇〇	建築費	一、三三三、〇〇〇
備品費(初度調辨費)	六〇、六一八二七〇	備品費(初度調辨費)	五三、七二四三八五
合計	六〇、六一八二七〇	合計	五三、七二四三八五

第三 治療ノ概況

一 大風子油注射療法

癩病治療上ニ最モ正確ナル效驗アル藥品ハ大風子油ナルコトハ過去年々ノ年報ニ記述セル所ナルカ殊ニ其ノ用量ノ精確ナルハ加熱消毒シタル大風子油ヲ二乃至五瓦ヲ臂筋肉内注射若クハ上膊大腿外側ニ皮下注射ヲ施スニアリ此レニヨリ潰瘍治癒シ結節吸收セラレ諸症狀大ニ輕快シ癩菌ハ顆粒狀トナリ遂ニ融解スルコトハ他藥ノ應用ニ於テ其ノ類ヲ見サル所ニシテ此レニヨリテ殆ント健康ヲ快復シタル者モ尠ナカラス然レトモ未タ全治退院ヲ命スルニ至ラス蓋シ大風子油注射ニヨリ一旦治癒シタルカ如キ患者ノ一部ハ數年ノ後結節ノ再生スルモノアリ此際累々タル球形ノ結節ヲ多發シ暫時ニシテ崩潰ヲ選フシ大風子油ノ注射ヲ施スモ最早何等ノ効ナキコトアリ次ニ掲クル成績表モ効力ノ前年ヨリ劣レルカ如キ觀アルモ畢竟此ノ如キ大風子油カ長年月ノ經過中ニ於テ病勢ノ進行ヲ阻止シ能ハサル例アレハナリ左表ハ明治四十三年ヨリ大正三年ニ至ル五年間ニ互ル現在患者ノ注射量ヲ積算シタル者ニシテ成績ハ大正三年十二月末日ニ調査シタルモノナリ

大風子油注射成績表

人員	鼻		腔		咽		喉		顔		面		四肢		肢		神		經		結節性紅斑	
	良	不良	異常	良	不良	異常	良	不良	異常	良	不良	異常	良	不良	異常	良	不良	異常	良	不良	異常	
神經癩	一〇	七	一〇	六	四	六	一七	六	九	六	一三	六	四	二	一五	一	四	一	六	一七	二	八
結節癩	一〇	七	一〇	六	四	六	一七	六	九	六	一三	六	四	二	一五	一	四	一	六	一七	二	八
合計	二〇	一四	二〇	一二	八	一二	三三	一二	一八	一二	二六	一二	八	四	三〇	二	八	二	一二	三九	四	一六

統計

統計

下以瓦百二千				下以瓦千				下以瓦百七				下以瓦百五			
四				三				一八				二八			
%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩
100.00	三		三	52.38	一		一	33.33	六		六	53.57	一		一
100.00				9.52				11.11				20.00			
100.00				38.09	二		二	55.56	二		二	71.43	二		二
100.00	一		一	47.62	八		七	33.33	一〇		九	39.29	六		六
100.00				47.62	一〇		一〇	33.33	六		六	22.22	二		二
100.00				47.62	一		一	27.27	五		五	22.22	六		五
100.00	二		二	47.62	一〇		八	38.89	七		六	39.29	二		八
100.00				38.09	八		八	44.44	八		七	42.86	二		二
100.00				47.62	一		一	33.33	四		四	28.57	八		七
100.00	二		二	57.14	二		一〇	33.33	六		六	28.57	八		五
100.00	三		三	57.14	二		二	38.89	七		七	35.71	一〇		九
100.00				23.81	五		五	22.22	四		四	20.00	七		七
100.00	一		一	19.05	四		三	38.89	七		六	39.29	二		八
100.00				38.09	八		八	44.44	八		八	42.86	二		二
100.00				38.09	五		五	27.27	五		五	22.22	六		四
100.00	二		二	38.09	八		六	27.27	五		四	28.57	二		九
100.00	三		三	47.62	九		九	38.89	七		七	35.71	六		六
100.00	一		一	33.33	七		七	11.11	二		二	28.57	八		八
100.00				23.81	五		三	50.00	九		八	50.00	一		一〇

一五

下以瓦百四				下以瓦百三				下以瓦百二				下以瓦百				電子大風
二				四〇				三八				三七				人員
%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩	%	合計	斑紋癩	神經癩	病型
28.57	六		一	37.50	一五		一	34.21	一三		一三	27.00	一〇		一	良
28.57				30.00	一〇			26.32	一〇		一〇	19.95	七		一	不長
47.62	一〇		三	37.50	一五		三	39.90	一五		二	40.00	二〇		四	ナ異常
19.05	四		四	30.00	一三		一	18.42	七		七	10.81	四		一	良
9.52	二		二	30.00	一〇			26.32	一〇		一〇	16.22	六		一	不長
9.52	二		二	40.00	一六		一	55.26	二二		一三	73.00	二七		四	ナ異常
19.05	四		三	25.00	一〇		一	26.32	一〇		一〇	23.33	九		一	良
33.33	七		七	30.00	一三			28.85	一三		一〇	16.22	六		一	不長
47.62	一〇		二	40.00	一六		三	44.74	一七		一六	59.08	二二		四	ナ異常
38.09	八		一	25.00	一〇			22.00	八		七	16.22	六		一	良
28.57	六		一	30.00	一三		四	31.58	一三		二	29.75	一一		一	不長
33.33	七		二	35.71	一五		一	37.33	一五		一四	50.00	二〇		二	ナ異常
38.09	八		一	40.00	一六		一	46.88	一八		一〇	62.20	二二		一	良
47.62	一〇		二	40.00	一六		三	36.88	一四		一三	21.62	八		一	不長
47.62	一〇		三	40.00	一六		五	37.33	一五		一四	50.00	二〇		二	ナ異常
47.62	一〇		二	40.00	一六		一	36.88	一四		一〇	62.20	二二		一	良
47.62	一〇		三	40.00	一六		三	36.88	一四		一三	62.20	二二		一	不長
47.62	一〇		三	40.00	一六		五	37.33	一五		一四	50.00	二〇		二	ナ異常
47.62	一〇		三	40.00	一六		三	36.88	一四		一三	62.20	二二		一	良
47.62	一〇		三	40.00	一六		三	36.88	一四		一三	62.20	二二		一	不長
47.62	一〇		三	40.00	一六		三	36.88	一四		一三	62.20	二二		一	ナ異常

一四

人員	上以瓦百五千			下以瓦百五千			病型				
	%	合計	斑紋癩	神經癩	結節癩	%		合計	斑紋癩	神經癩	結節癩
鼻	五〇〇〇	-	-	-	-	六六六六	四	-	-	-	良
腔	五〇〇〇	-	-	-	-	三三三三	二	-	-	-	異常
咽	五〇〇〇	-	-	-	-	八三三三	五	-	-	-	良
喉	五〇〇〇	-	-	-	-	一六六六	-	-	-	-	異常
顔	五〇〇〇	-	-	-	-	六六六六	四	-	-	-	良
面	五〇〇〇	-	-	-	-	三三三三	二	-	-	-	異常
四肢	五〇〇〇	-	-	-	-	五〇〇〇	三	-	-	-	良
肢	五〇〇〇	-	-	-	-	一六六六	-	-	-	-	不良
神	五〇〇〇	-	-	-	-	三三三三	二	-	-	-	異常
經	一〇〇〇〇	-	-	-	-	五〇〇〇	三	-	-	-	良
結節性紅斑	一〇〇〇〇	-	-	-	-	六六六六	四	-	-	-	良
	一〇〇〇〇	-	-	-	-	三三三三	二	-	-	-	異常

一青酸化加里金メルク會社製ヲ千倍ノ割合ニ生理的食鹽水溶液トシテ一週二回三十乃至五十立方
 仙迷ヲ斑紋癩四人結節癩十一人神經癩一人ニ注射シ少ナキハ一回多キハ三十一回總回数二百五
 十六回ニシテ其ノ内顔面ノ腫脹輕減セル者ハ三十一回注射シタル斑紋癩ト二十三回注射シタル
 同型患者二例ニシテ其他ノ結節癩及神經癩ニハ何等治效ト認ムヘキモノナカリキ
 一クロールカルシウム靜脈内注射療法
 癩性神經痛癩性結節性紅斑及癩ニ偶發スル丹毒ニ對シ一%クロールカルシウム液三〇乃至五〇
 立方仙迷ノ靜脈内注射カ著效アルコトハ先年來實驗セル所ナルカ此ノ療法ハ年々必要ヲ増シ大

正二年ニハ注射回数二千五百二回藥液量四斗一升七合大正三年ニハ注射回数七千八百十回藥液
 量一石二斗九升八合ニ達ス又以テ其ノ效驗アルヲ知ルニ足ルニ足ルヘシ
 「クロールカルシウム靜脈内注射表」

病型	患者數		注射回数		注射量		一人平均	
	大	正	大	正	大	正	大	正
結節癩	一三三	一三三	一、九五二	五、八五三	四四三	一八七	五、一七六	一、五五二
神經癩	一〇	一〇	三三〇	九六〇	二六六	五八	一、三三一	四〇、二三〇
斑紋癩	一八	一八	九七	二九一	二二二	二四	一、一八五〇	四九、九
合計	三二	三二	一、三七八	六、九〇四	七二一	二二五	一、一七〇	一〇〇、七
合計	一五〇	一五〇	一、一〇一	三、三〇〇	四四〇	二二八	六、一四一	八〇、八
	一四六	一四六	一、〇九〇	三、二〇〇	三九七	二二七	五、〇七〇	一八七、七
	一五〇	一五〇	一、一〇一	三、三〇〇	四四〇	二二八	六、一四一	八〇、八
	一四六	一四六	一、〇九〇	三、二〇〇	三九七	二二七	五、〇七〇	一八七、七

第四 一般患者ノ状態

一慰安
 收容患者ヲシテ精神上ニ慰藉ヲ與フルハ宗教ノ力ニ頼ルノ極メテ必要ナルヲ認メ構内ニ禮拜堂
 ヲ設ケ神佛ノ尊像ヲ安置シ一般患者ヲシテ參拜セシメ毎日曜日ニハ各宗ノ僧侶及基督教ノ宣教
 師ノ來院シテ慰問セラル、アリ又大谷派本願寺ニ交渉シテ教誨師ノ派出ヲ乞ヒ以テ當院ニ定詰

統計

講師トナシ毎日患者ニ接近シテ精神上ノ慰安ニ努メシメ且ツ死亡者ノ葬儀靈祭等ヲ擔當セシム
 之カ爲ニ精神上ニ好感化ヲ及ホスコト蓋シ甚大ナルヲ認ム

一 娛樂
 患者ノ娛樂ニ就テハ娛樂所ヲ設ケ遊戯品トシテ基漿菜、三味線ヲ貸與シ又蓄音機ヲ備ヘテ各自ノ
 歡樂ニ供セシメ又時々芝居講談等ヲ開催シテ終日娛樂ヲ縱ニセシム
 其他祝祭日及毎月二十八日開院紀念日ニハ特ニ白飯ヲ給與スルコト、ナセリ

一 風紀
 收容患者ノ大部分ハ無教育者ナルヲ以テ風俗善良ナリト云フヘカラス爲ニ患者ハ窃カニ賭博ヲ
 開キ又男女間ノ醜關係ヲ結ヒ遂ニハ逃走ノ已ムナキニ至ルヲ以テ常ニ之カ矯正ニ努メツ、アル
 モ未タ全ク弊風ヲ排除シ得サルハ遺憾トスル所ナリ

一 教育
 患者中學校教育ヲ受クル能ハサリシ者ニ對シテハ禮拜堂ノ一部ニ教育所ヲ設ケ患者中嘗テ教育
 ニ從事シタル者ヲ撰拔シテ教授ノ任ヲ擔當セシム而シテ科目ハ簡易實用ヲ旨トシ修身、讀方、書方、
 綴方、算術等トナシ特ニ修身ハ躬行實踐ヲ主トシタルニ成績頗ル良好ナリ

一 作業
 輕症患者ニ對シ適當ノ作業ヲ與フルハ管ニ健康保持ノ爲ニ必要ナルノミナラス精神慰安ノ一助
 トナルヲ以テ左ニ示スカ如ク各種ノ作業ニ從事セシメ慰勞金給與ノ制ヲ設ケ之ヲ獎勵誘導セリ
 又農業ニ從事シ得ル者ニハ院内畑地一町歩ヲ貸與シ菜大根其他數種ヲ耕作セシメ之ヲ相當價格

ヲ以テ買上ケ然ル後患者ノ食膳ニ供スルコトセリ

作業別	慰勞金額	作業別	慰勞金額
舍長	一〇〇	醫療藥劑係雜役	三〇四
學事世話	一一〇	理髮	三
保母	一二〇	構内掃除	三一四
病室附雜役	三一五	點燈	三五
患者輸送	三一四	裁縫	三
繃帶交換所雜役	三一四	洗濯	三
再製繃帶卷軸	一一二	土工	三
試驗動物飼育	三一四	木工	四
物品交附所雜役	三	左官	四
糞尿汲取	五	鐵葉細工	三一四
汚物燒却	三	藁細工	一三
構内紙屑拾	一一二	足袋裁縫	四
浴場附雜役	三一四	耕作	五

第五 收容患者異動

(自明治四十二年開院
至大正三年末日)

統計

統計

年	三 正 大											合 計	第五區 九所州		
	長野縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣	新潟縣	神奈川縣			警視廳	
女	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
男	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
女	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
男	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1

年	二 正 大											送 致 官 廳 別			
	第四區 大所島	第三區 養外島	第二區 養北都	長 野 縣	山 梨 縣	靜 岡 縣	愛 知 縣	栃 木 縣	茨 城 縣	千 葉 縣	群 馬 縣		埼 玉 縣	新 潟 縣	神 奈 川 縣
女	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
男	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
女	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1
男	1	1	3	4	8	10	22	34	6	5	33	92	194	44	1

1111

1111

年	大正二年											送致官廳別	
	警視廳	神奈川縣	新潟縣	埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	愛知縣	靜岡縣	山梨縣		長野縣
前年ヨリ	八二	三三	二七	一七	三三	一七	三三	一七	三三	一七	三三	一七	三三
收容患者數	二五	二二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
計	一〇六	五五	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
引渡シタニ													
部第二保區北院													
島第三保區外院													
島第四保區大													
州第五保區九													
死亡者	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
逃走者	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非確定患者													
計	二五	二二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
年末現在患者	八二	三三	二七	一七	三三	一七	三三	一七	三三	一七	三三	一七	三三

統計

二五

年	大正三年					送致官廳別
	合計	第五保區九所	第四保區大島	第三保區外院	第二保區北院	
同四十二年	七三	一六	一八	一八	一八	一八
同四十三年	七三	一六	一八	一八	一八	一八
明治四十四年	九一	二〇	二二	二二	二二	二二
同四十五年	一一	二二	二二	二二	二二	二二
大正二年	一四	二二	二二	二二	二二	二二
一月	四					一
二月	六					二
三月	八					三
四月	二					五
五月	二					九
六月	四					一
七月	〇					三
八月	四					二
九月	七					五
十月	三					一〇
十一月	六					二
十二月	六					三
計	一〇					二七
自開院至各年末合計	八					二

第七

收容患者異動

(大正三年中)

二四

統計

年	三		合 計	州第 療五 養所九	島第 療四 養所大	島第 保三 養院外	部第 保二 養院北	長 野 縣	山 梨 縣	靜 岡 縣	愛 知 縣
	女	男									
同 四十二 年	六五	一七三	二三八								
同 四十三 年	六三	一六五	二二八								
明 治四十四 年	六八	二〇〇	二六八								
明 治四十五 年	七〇	二二七	三〇七								
大 正二年	八五	二六三	三四八								
計	二七	九一	一二八								
前年ヨ リ越人											
患者數											
計											
引救護 シタニ											
部第二 區北 へ移 送シ											
島第三 區外 へ移 送シ											
島第四 區大 へ移 送シ											
州第五 區九 へ移 送シ											
死亡											
逃走											
非 願 定 退 院 者											
計											
年末現 在患者											

二七

年	大		合 計	州第 療五 養所九	島第 療四 養所大	島第 保三 養院外	部第 保二 養院北	新 潟 縣	埼 玉 縣	群 馬 縣	千 葉 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	警 視 廳
	女	男												
正 大	二七	六二	八九											
計														
前年ヨ リ越人														
患者數														
計														
引救護 シタニ														
部第二 區北 へ移 送シ														
島第三 區外 へ移 送シ														
島第四 區大 へ移 送シ														
州第五 區九 へ移 送シ														
死亡														
逃走														
非 願 定 退 院 者														
計														
年末現 在患者														

二六

統計

年	二		正		大		本籍別						
	長野縣	山梨縣	静岡縣	愛知縣	枋木縣	茨城縣		千葉縣	群馬縣	埼玉縣	新潟縣	神奈川縣	東京府
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
マ五													
テ歳													
マ十以上													
テ歳上													
マ十以上													
マ十五以上													
マ二十以上													
マ二十五以上													
マ三十以上													
マ三十五以上													
マ四十以上													
マ四十五以上													
マ五十以上													
マ五十五以上													
マ六十以上													
マ六十五以上													
マ七十以上													
合計	10	11	110	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

第九

現在患者本籍年齡別

(大正三年末現在)

三二

年	三		正		大		本籍別					
	無籍	廣島縣	岡山縣	秋田縣	山形縣	岐阜縣		滋賀縣	三重縣	北海道	長野縣	山梨縣
合計	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二〇												
二九												
三八												
三八												
一八												
一〇												
五八												
一八												
一〇												
五八												
一八												
一〇												
五八												
一八												
一〇												
五八												
一八												
一〇												
五八												
合計	三〇	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

退

院

三〇

統計

年	三													
	無籍	廣島縣	岡山縣	秋田縣	山形縣	岐阜縣	滋賀縣	三重縣	北海道	長野縣	山梨縣	静岡県	愛知縣	
合計	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一四	五九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
三〇	三二	三	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
五六	一四〇	六	八	-	-	-	-	-	-	三	三	二	一	六
七三	一五五	七	六	-	-	-	-	-	-	-	-	三	一	四
五〇	一四二	三	一	-	-	-	-	-	-	-	五	一	-	五
五三	一三三	四	八	-	-	-	-	-	-	-	二	二	-	二
二七	二二	一	五	-	-	-	-	-	-	-	-	四	-	二
一四	一一	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二	-	-	二
一〇	四六	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六	二四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五	一四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四	一三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	一三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	九三	二	六	-	-	-	-	-	-	一〇	三	四	五	九

三三

年	大正										年	大正				本籍別
	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣	新潟縣	神奈川縣	東京府	合計	無籍		巖手縣	宮城縣	北海道		
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	合計	女	男	女	男		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マ五 テ歳	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マ十以六 テ歳上歳	
二	三	-	-	-	-	-	-	-	-	一〇	五	五	-	-	マ十以十 テ歳上歳	
二	四	-	-	-	-	三	-	二	二	三〇	一〇	二〇	三	七	マ二以十 テ歳上六 歳	
一	三	二	五	-	-	-	-	四	二	六	三	八	四	五	歳二歳二 マ十以十 テ歳上歳	
五	六	-	-	-	-	四	二	六	二	六	四	七	八	三	マ三歳二 テ十以十 歳上六	
二	五	-	-	-	-	二	五	二	三	六	八	五	三	八	歳三歳三 マ十以十 テ歳上歳	
-	-	-	-	-	-	三	三	二	四	四	一	二	六	四	マ四歳三 テ十以十 歳上六	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	三	三	二	〇	歳四歳四 マ十以十 テ歳上歳	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二〇	二	八	-	-	マ五歳四 テ十以十 歳上六	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	九	四	五	-	-	歳五歳五 マ十以十 テ歳上歳	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	六	一	五	-	-	マ六歳五 テ十以十 歳上五	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	六	二	四	-	-	歳六歳六 マ十以十 テ歳上歳	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三	一	二	-	-	マ七歳六 テ十以十 歳上六	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歳七十 以上	
一	三	四	五	三	二	一	八	一	三	六	八	一	二	七	合計	

三三

統計	年數別												年	
	十	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二		一
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		年
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												二	
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												三	
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												三	
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												三	
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												三	
統計	斑紋癩												大	
	神經癩												正	
	結節癩												三	

統計

三五

第十一

收容患者發病後經過年數別

(大正三二年)

備考 表中*印ハ試驗中ノ男子ナリ	大正二年			大正三年			病型別		
	計	結節癩	神經癩	計	結節癩	神經癩			
	女	男	女	女	男	女		女	男
	二	一	一	一	一	一	テ五歳マ		
	一	一	一	一	一	一	テ十歳上六歳以マ		
	三	五	八	二	六	三	マ十五歳上十一歳		
	三	〇	五	三	七	二	マ二十歳上十六歳		
	二	六	五	四	八	一	歳二歳上十一歳		
	二	一	一	九	三	六	マ十五歳上十一歳		
	二	一	一	九	九	七	マ三歳上二歳		
	五	一	五	二	三	三	マ四歳上三歳		
	六	一	五	三	一	二	マ四歳上三歳		
	五	一	五	三	二	二	歳四歳上四歳		
	一	一	一	一	一	一	マ五歳上四歳		
	一	一	一	一	一	一	歳五歳上五歳		
	一	一	一	一	一	一	マ六歳上五歳		
	一	一	一	一	一	一	歳六歳上六歳		
	一	一	一	一	一	一	マ七歳上六歳		
	一	一	一	一	一	一	以上七十歳		
	三	二	三	八	二	六	合計		

第十

收容患者發病年齡別

(大正三二年)

三四

統計

本籍別	第十二									
	東京府	神奈川縣	新潟縣	埼玉縣						
別	女	男	女	男						
收容患者本籍及病型別	(大正三年)				斑紋癩	大	正	二	年	計
					神經癩	正	二	年	計	
					結節癩	正	二	年	計	
					斑紋癩	大	正	三	年	計
神經癩	正	三	年	計						
結節癩	正	三	年	計						
計	年	計	年	計						

三七

備考 本表ノ外試験中ノ男大正二年ニ一名、大正三年ニ二名アリ

合計	三十四年	三十四年	三十四年	三十四年
計	年	年	年	年
女	男	女	男	女
七	七			
一	四	二		
五	八	一	四	
八	三	六		
六	六			
三	九	一		
九	一	七		
一	三	三		

年數別	斑紋癩	神經癩	結節癩	計
十四年				
十五年				
十六年				
十七年				
十八年				
十九年				
二十年				
二十一年				
二十二年				
二十三年				
二十四年				
二十五年				
二十六年				
計				

三六

統計

明 治 二 十 四 年 一 斑 紋 癩 女 男	病 型 別	五 歲	六 歲 以 上	十 歲	十 五 歲 上	十 六 歲 上	二 十 歲	二 十 五 歲	三 十 歲	三 十 五 歲	四 十 歲	四 十 五 歲	五 十 歲	五 十 五 歲	六 十 歲	六 十 五 歲	七 十 歲	七 十 一 歲 以 上	合 計		
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	統 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第十三 收容患者病型年齡別累年比較

備 考 表 中 印 ハ 試 驗 中 ノ 男 子 ナ リ	合 計	無 籍	和 歌 山 縣	岡 山 縣	鳥 取 縣	秋 田 縣	山 形 縣	青 森 縣	宮 城 縣
	計 女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
	七	七	四	一					
	一 六	四 二	一 四						
	五 八	一 七	二						
	*								
	一 八	二 六	八 〇						
	六	六							
	三 五	九 六	二 四						
	九 二	一 七	三 四						
	*								
	二 三	三 九	五 九						

岐 阜 縣	滋 賀 縣	三 重 縣	兵 庫 縣	大 阪 府	北 海 道	長 野 縣	山 梨 縣	靜 岡 縣	愛 知 縣	枋 木 縣	茨 城 縣	千 葉 縣	群 馬 縣	本 籍 別
女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
														大
														正
														二
														年
														計
														大
														正
														三
														年
														計
														三
														八

合計	大正三年		大正二年		合計		
	計		計			計	
	男	女	男	女		男	女
神經癩	148	130	141	137	148	130	
斑紋癩	183	188	174	181	183	188	
神經癩	178	153	170	149	178	153	
斑紋癩	108	84	102	73	108	84	
神經癩	57	51	54	47	57	51	
斑紋癩	37	31	36	31	37	31	
合計	829	777	777	701	829	777	

病型別	大正五年		十四年		十三年		十二年		合計
	計		計		計		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
五歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
六歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
七歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
八歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
九歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十一歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十二歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十三歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十四歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十五歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十六歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十七歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十八歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
十九歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
二十歲以上	1	0	1	0	1	0	1	0	4
合計	2	0	2	0	2	0	2	0	8

統計

統計	大正三年		大正二年				明治四十五年				同十四年				
	神經癩		計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	
	女	男													女
合計	三六	一	九	三	七	二	三	二	三	〇	八	二	六	四	四

四三

第十四 死亡患者病型年別累年比較

病型別	同十四年		明治四十二年					
	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩
五歲迄								
迄上六歲以								
五以十一歲迄								
十以上十歲迄								
二歲二歲以上迄								
三歲三歲以上迄								
四歲四歲以上迄								
五歲五歲以上迄								
六歲六歲以上迄								
七歲六歲以上迄								
七十一歲以上								
合計	一〇	四	九	一	二	七	二	六

備考

本表中非癩患者ト確定セシ明治四十二年ノ男七名女三名同四十三年ノ男二名女一名同四十五年ノ男一名及試験中ニ屬スル大正元年ノ男一名同二年ノ男一名同三年ノ男二名計男十四名女四名ハ包含セス

四二

統計

死因病類別	膿毒症		敗血症		壞血病		全身衰弱	
	女	男	女	男	女	男	女	男
一月								
二月								
三月								
四月								
五月								
六月								
七月								
八月								
九月								
十月								
十一月								
十二月								
計								
一月								
二月								
三月								
四月								
五月								
六月								
七月								
八月								
九月								
十月								
十一月								
十二月								
計								

第十六

死亡患者死因病類月別

(大正三二年)

四七

年	合	急性腎臟炎		黃疸		慢性腸加答兒		急性腸加答兒		腸閉塞症		膝關節炎	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
一月													
二月													
三月													
四月													
五月													
六月													
七月													
八月													
九月													
十月													
十一月													
十二月													
計													
一月													
二月													
三月													
四月													
五月													
六月													
七月													
八月													
九月													
十月													
十一月													
十二月													
計													

死因病類別	合		腦出血症		敗血症		心臟衰弱症		肋膜炎		氣管枝性肺炎		肺核		肺壞疽		結核性腹膜炎		急性腹膜炎		尿毒症		慢性腎臟炎			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
五月																										
六歲以上																										
十一歲以上																										
十六歲以上																										
二十一歲以上																										
二十六歲以上																										
三十一歲以上																										
三十六歲以上																										
四十一歲以上																										
四十六歲以上																										
五十一歲以上																										
五十六歲以上																										
六十一歲以上																										
六十六歲以上																										
七十一歲以上																										
合計																										

四六

統計

籍	無		佐賀		大分		和歌山		岡山		鳥取		秋田		山形		青森		巖手		宮城		岐阜		滋賀		三重		兵庫					
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男				
前年	33	65	-	1	2																													
本年	8	2																																
計	30	67	-	1	2																													
死亡	2	9																																
付	66	67																																
前年	26	63																																
本年	5	20																																
計	31	83																																
死亡	2	4																																
付	66	67																																

五一

府道	大		北		長		山		靜		愛		栃		茨		千		群		埼		新		神		本								
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男							
前年																																			
本年																																			
計																																			
死亡																																			
付																																			
前年																																			
本年																																			
計																																			
死亡																																			
付																																			

五〇

年	二		正	
	男	女	男	女
肺壞疽	1	1	1	1
肺氣腫	1	1	1	1
真性肺炎	1	1	1	1
氣管枝喘息	1	1	1	1
氣管枝加答兒	1	1	1	1
急性扁桃腺炎	1	1	1	1
乾性肋膜炎	1	1	1	1
滲出性肋膜炎	1	1	1	1
慢性喉頭加答兒	1	1	1	1
喉頭狹窄	1	1	1	1
腸胃加答兒	1	1	1	1
急性腹膜炎	1	1	1	1
神經性胃痛	1	1	1	1
十二指腸虫病	1	1	1	1
躁鬱病	1	1	1	1
神經痛	1	1	1	1
神經肥	1	1	1	1
腰痛	1	1	1	1
腎臟炎	1	1	1	1
妊娠腎臟炎	1	1	1	1
尿管毒症	1	1	1	1
敗血症	1	1	1	1
關節炎	1	1	1	1
糖性尿病	1	1	1	1
結核性紅斑	1	1	1	1

統計

五三

大	併症病類別	病型		轉歸		經過日數	
		男	女	治愈	死亡	日數	數
肺結核	結核	1	1	1	1	1	1
粟粒結核	結核	1	1	1	1	1	1
結核性淋巴腺炎	結核	1	1	1	1	1	1
腸結核	結核	1	1	1	1	1	1
結核性腹膜炎	結核	1	1	1	1	1	1
結核性腦膜炎	結核	1	1	1	1	1	1
狼瘡	瘡	1	1	1	1	1	1

第十九

入室患者經過日數

(大正三二年)

發疹室扶斯	病名	發病月	病型		轉歸		經過日數
			男	女	全	治	
六月	發病月	六月	1	1	2	2	1

第十八

傳染病

(大正三年)

合	本籍別	計		患者數		死亡數		患者數		死亡數	
		男	女	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
大	正	348	263	85	62	39	30	347	253	85	62
二	年	306	106	92	90	90	90	347	101	82	82
三	年	307	106	92	90	90	90	347	101	82	82

五二

統計

年 三 正 大 年																	
肺 結核	結核性淋巴腺炎	腸結核	結核性腹膜炎	結核性關節炎	狼瘡	脊椎カリエス	流注膿瘍	肺壞疽	氣管枝肺炎	格魯布性肺炎	滲出性肋膜炎	纖維性肋膜炎	急性胃腸加答兒	慢性胃腸加答兒	急性腹膜炎	急性大腸加答兒	腸閉塞
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

五五

合併症病類別

二 正 大																							
關節炎	內翻馬足	足穿孔	火傷	膿瘍	鼠蹊ヘルニア	創傷	化膿性外聽道炎	中耳炎	結節摘出	尖足	鼻茸	蜂窩織炎	急性皮膚炎	癩	疥癬	心囊外膜炎	帶狀皰疹	水痘	癩性斑紋再燃	壞血病	丹毒	全身衰弱	
3	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

五四

ニ對シテ表示セルモノナリ
 轉歸中ニ記入ナキモノ及ヒ經過日數ノ一ケ年以上ヲ經過シタルモノハ前年ヨリ入室シタルモノ及ヒ翌年度へ繰越シタルモノナリ

第二十 處方箋ニ因リ藥局ニテ投藥月別 (大正三二年)

種別	大正三年		大正二年		合計
	一月	二月	一月	二月	
合劑	21263	21295	33512	33512	36954
浸劑	572	349	503	518	1021
特殊煎劑	2	89	155	112	356
特殊煎劑	242	245	84	155	526
散劑	994	417	1572	2125	3697
レプロール散劑	63	75	63	63	126
固形大風子油散劑	211	239	245	281	526
尤劑	666	487	558	540	1198
大風子油膠囊及丸劑	42	28	63	63	126
アンチレプロール膠囊	68	45	55	55	113
大劑	7	3	29	29	56
傾服劑	6	3	37	37	74
塗布劑	7	3	30	30	60
嚔劑	6	3	25	25	50
嚔劑	6	3	25	25	50
合計	33512	33512	33512	33512	33512

統計

種別	大正三年		大正二年		合計
	一月	二月	一月	二月	
合劑	12121	12121	12121	12121	24242
浸劑	309	379	418	379	786
煎劑	69	38	89	89	178
特殊煎劑	1073	1053	1512	1712	3224
レプロール散劑	119	117	127	127	246
固形大風子油散劑	35	35	35	35	70
丸劑	345	35	49	49	389
大風子油膠囊及丸劑	244	240	227	227	471
アンチレプロール膠囊	49	63	63	63	126
大劑	35	60	42	42	77
傾服劑	71	36	33	33	104
塗布劑	35	36	33	33	70
嚔劑	4	6	10	10	20
嚔劑	4	6	10	10	20
合計	24242	24242	24242	24242	24242

統計

大 正 三 年										二 年															
試	洗	消	點	撒	注	紙	硬	塗	塗	滋	點	防	浣	手	脫	寫	齒	蒸	頓	防	試	麻			
驗	滌	毒	眼	布	射	射	膏	擦	布	養	瓶	腐	腸	洗	脂	真	研	留	絆	服	臭	驗	醉		
藥	驗	劑	劑	劑	劑	膏	劑	劑	劑	劑	筒	料	料	論	綿	藥	粉	水	膏	藥	料	藥	藥		
瓦	個	磅	瓦	同	磅	枚	本	同	同	磅	筒	瓶	同	磅	個	同	同	磅	斗	打	包	同	同	磅	
一、六五〇	二〇〇	五八〇	一〇、〇〇〇	二	六	一〇	一〇	一七	一〇三		一〇	二五	三	一五	二	六	四				三七〇				
三、一五〇	二〇〇	九三〇	二五五		二〇		八四	四	三〇	六〇												二五〇			
一五〇	二五	七九六	五八〇		四〇		三八	四	六〇	五八												二九〇			
二五〇	二〇	一〇、〇〇〇	二五〇		二〇		三八	五	五四	四三												三九〇			
一〇〇、〇〇〇	二〇	一三、二六	八三〇		四三		二九五	二	六〇	五五												五〇〇			
一四、四七〇	二〇	一八、二四	九〇〇		一〇八		三五〇	三	七	六六												四九五			
五〇、〇〇〇	五	三、三三	一〇、〇〇〇		八六		一九〇	二	七〇	五五												四六五			
五、〇〇〇	五	三、三三	一〇、〇〇〇		五〇		二五〇	二	四〇	四〇												四九〇			
五、〇〇〇	五	三、三三	一〇、〇〇〇		二		三〇〇	二	一〇	四二												四九五			
九五〇	二〇	三、三三	一〇、〇〇〇		三三八		三三〇	二	二	四〇												四九五			
〇、四〇〇	〇、三〇	三、三三	一〇、〇〇〇		二二		二〇〇	二	二	七												三六〇			
三、〇〇〇	二〇	五、五五	九〇〇		一五〇		二八〇	二	二	四												四〇〇			
五、二二〇	二七	一、〇〇八	九、五		一、一四		二、二	二	二	六四九												四九二〇			

一六

藥二十一 醫局使用藥品材料月別

大 正 三 年										種 別	位 單		
滋	浴	吸	消	皮	硬	軟	合	塗	撒	罨	塗	注	點
料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料
同	同	同	同	瓦	本	同	同	同	同	同	磅	瓦	同
二四五	五												三六〇
四一五													五五〇
五五〇	六												二〇〇
五三三													六〇〇
五四五													六五〇
四六〇													四〇〇
六三〇													五五〇
六〇五													五五〇
六二五													二七〇
五九〇	一〇												二〇〇
六四〇	五												五五〇
七九〇	一〇												一〇〇
六六三〇	四六												五〇〇〇

備考 塗布劑ハ十五瓦罨法吸入含嗽ハ四百瓦ヲ一劑トシ座藥ハ三個ヲ以テ一劑トス

種 別	位 單
一月	一、二二七
二月	一、二五八
三月	一、八九二
四月	一、六二四
五月	一、七六三
六月	一、八九一
七月	一、四三三
八月	一、七七一
九月	一、三三五
十月	一、三三〇
十一月	一、三〇四
十二月	一、四三二
合計	一八、一六九

(大 正 三 年)

六〇

統計

統計	巖手縣		宮城縣		岐阜縣		滋賀縣		三重縣		北海道		長野縣		山梨縣		靜岡縣		愛知縣		栃木縣		茨城縣		千葉縣		群馬縣		埼玉縣	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
育無教	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
得ヲ讀文字者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
學科小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
度學高等小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
程中學科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
育無教	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
得ヲ讀文字者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
學科小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
度學高等小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
程中學科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
業同上度卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

六五

第二十三 現在患者教育程度別

本籍別	新潟縣		神奈川縣		東京府	
	女	男	女	男	女	男
育無教	4	4	7	4	2	8
得ヲ讀文字者	1	1	1	1	1	1
學科小	2	3	4	0	4	0
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
度學高等小	1	1	1	1	1	1
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
程中學科	1	1	1	1	1	1
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
計	6	7	11	8	6	11
育無教	4	4	7	4	2	8
得ヲ讀文字者	1	1	1	1	1	1
學科小	2	3	4	0	4	0
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
度學高等小	1	1	1	1	1	1
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
程中學科	1	1	1	1	1	1
業同上度卒	1	1	1	1	1	1
計	6	7	11	8	6	11

(大正三二年末)

合計	無籍		廣島縣		岡山縣		秋田縣		山形縣		本籍別
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
計	10	35	9	7							眞宗
	1	2	1	3							淨土
	4	3	3	6							眞言
	7	8	5	5							禪宗
	8	3									天台
	5	5	3	2							日蓮
	8	8									神道
	2	2									天理
	2	9	6	0							不明
	3	9	2	6							計
	9	35	7	0							眞宗
	1	1									淨土
	3	8	3	7							眞言
	8	6	5	0							禪宗
	1	4									天台
	5	6	3	5							日蓮
	5	5									神道
	5	5									天理
	3	7	8	9							不明
	3	9	2	6							計

六四

統計

	材木商		鑄職		子守		活版職工		小學校教員		魚類商		學生		料理職		船乘業		雜貨商		下女奉公		鍛冶職		機械業		漁業		木工	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正二年	1	1																												
府東京																														
縣神奈川																														
縣新潟																														
縣埼玉																														
縣群馬																														
縣千葉																														
縣茨城																														
縣栃木																														
縣愛知																														
縣靜岡																														
縣山梨																														
縣長野																														
縣北海道																														
縣三重																														
縣滋賀																														
縣岐阜																														
縣山形																														
縣秋田																														
縣岡山																														
縣廣島																														
無籍																														
合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

六七

第二十四 現在患者發病時ノ職業

職業別	日		木		農		職別
	男	女	男	女	男	女	
大正二年	1	1					
府東京							
縣神奈川							
縣新潟							
縣埼玉							
縣群馬							
縣千葉							
縣茨城							
縣栃木							
縣愛知							
縣靜岡							
縣山梨							
縣長野							
縣北海道							
縣三重							
縣滋賀							
縣岐阜							
縣山形							
縣秋田							
縣岡山							
縣廣島							
無籍							
合計	10	10	10	10	10	10	

本籍別	山形縣		秋田縣		岡山縣		廣島縣		無籍		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
無教育											
得ル者											
程度											
學科											
尋常小											
課程小											
業同											
度上											
程度卒											
業同											
度上											
程度卒											
業同											
度上											
程度卒											
業同											
度上											
程度卒											
業同											
度上											
程度卒											
業同											
度上											
程度卒											
合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

六六

統計

職 業 別	裁 縫 職	左 官 職	士 工	青 物 商	建 具 職	石 工	飲 食 店 業	洋 服 裁 縫 職	按 摩 業	編 織 針 織 縫 職	炊 事 夫	本 箱 製 造 職	小 間 物 商
正	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
府東京													
川縣													
神縣													
新縣													
潟縣													
埼縣													
玉縣													
馬縣													
千縣													
葉縣													
茨縣													
城縣													
栃縣													
木縣													
愛縣													
知縣													
靜縣													
岡縣													
山縣													
梨縣													
長縣													
野縣													
道北													
海縣													
三重													
縣三													
重縣													
滋縣													
賀縣													
岐縣													
阜縣													
山縣													
形縣													
秋縣													
田縣													
岡縣													
山縣													
廣縣													
島縣													
無籍													
合計													

六九

珠 數 製 造 職	鐵 工	箕 直	百 姓 奉 公	賣 藥 商	下 宿 業	外 國 商 館 小 使	賣 ト 者	小 揚 人 足	漆 器 商	鑄 物 職	門 番	ラ ン プ 商	樽 職	電 氣 工 夫
正	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
府東京														
川縣														
神縣														
新縣														
潟縣														
埼縣														
玉縣														
馬縣														
千縣														
葉縣														
茨縣														
城縣														
栃縣														
木縣														
愛縣														
知縣														
靜縣														
岡縣														
山縣														
梨縣														
長縣														
野縣														
道北														
海縣														
三重														
縣三														
重縣														
滋縣														
賀縣														
岐縣														
阜縣														
山縣														
形縣														
秋縣														
田縣														
岡縣														
山縣														
廣縣														
島縣														
無籍														
合計														

六八

年

第二十五

現在患者前科者調

(大正三二年末)

合計	無職		雜業		轆轤職		酒商		吳服商		鐵道馬車取者		土木請負業		製皮業		代書業		女髮結		仙職	
	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女
三二五	二五	二	一	二	二	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三二七	九	五	二	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三三	二	二	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二四	六	一	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四	一	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九	一	八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五	三	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	九	四	一	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	九	一	二	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	五	九	一	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二	四	五	一	九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	七	三	一	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	〇	一	〇	〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八	〇	二	六	五	四	八	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	四	九	三	一	九	三	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

職業別	煙草業商		解荷揚人夫		運送業		桶屋職		會社員		油類行商		時計修繕		古物商		車夫		造船木工		造花職		水夫		牛乳商		
	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	
大正二年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川神奈	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣新瀉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣群馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣千葉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣茨城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣愛知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣靜岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山梨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道北海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣三重	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣滋賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣岐阜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣秋田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣岡山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣廣島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無籍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

統計

大正三年	大正二年																			
	合計	紙屑拾ヒ	ブリキ細工	木縫付雑役	裁縫付雑役	點内掃除	構内掃除	理内掃除	醫療藥劑係付雑役	浴場付雑役	汚物燒却	糞尿汲取	物品交付所付雑役	試驗動物飼育	緋帶交換所付雑役	患者輸送	病室付雑役	保母	學事世話	舍事世話
一八九	一五八七	二二	二六	五一	二二	三二	六四	一一	七八	四八	二二	六二	五一	六二	七二	二八	五五	一	一	一
一八九	一六四三	二二	二六	四九	二二	二八	六五	一一	一〇	四八	二二	五六	五一	五六	七二	二八	六〇	一	一	一
一八九	一九〇三	二五	二五	五四	二二	三一	八一	一一	一六	五〇	二五	六二	五六	六二	七五	三〇	七三	一	一	一
一八九	一八〇二	二四	二四	五二	二四	三〇	六八	一一	一五	五〇	二四	六〇	五一	六〇	七五	三〇	六三	一	一	一
一八九	一九二四	二七	二七	五一	二九	三一	七四	一一	一四	四三	二七	六二	五八	六二	八一	三二	七三	一	一	一
一八九	一八一〇	二五	二五	五〇	二九	三〇	七五	一一	一五	五〇	二五	六〇	五三	六〇	七五	三〇	六八	一	一	一
一八九	一八九五	二六	二六	四八	三一	三一	七九	一一	一四	五二	二六	六二	五六	六二	七八	三二	六九	一	一	一
一八九	一八八〇	二六	二六	四四	二七	三一	七六	一一	一〇	五二	二六	六二	五六	六二	七八	三二	六五	一	一	一
一八九	一七八六	二五	二五	四九	二二	三〇	七五	一一	一八	五〇	二五	六〇	五三	六〇	七五	二八	六三	一	一	一
一八九	一八一六	二五	二五	五二	二五	三一	七八	一一	一九	五〇	二五	六二	五七	六二	七五	二七	六三	一	一	一
一八九	一八六七	二二	二二	四二	二四	三〇	八一	一一	二五	五〇	二五	六〇	五三	六〇	八六	二七	六三	一	一	一
一八九	一九四四	二七	二八	五六	二四	三一	七八	一一	二六	五〇	二七	六二	五〇	六二	一〇〇	二七	六六	一	一	一
一〇八	二一八五七	三〇	三〇	六〇	二九	三六	八九	一一	二〇	五九	三〇	七三	六四	七三	九四	三七	七九	一	一	一

七五

種別	患者作業別延人員													本籍別	大正二年	大正三年													
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計				賭博	窃盜	詐欺	其他	計	初犯	同上	再犯	三回以上				
長野縣																													
山梨縣																													
静岡縣																													
愛知縣																													
栃木縣																													
茨城縣																													
千葉縣																													
群馬縣																													
埼玉縣																													
新瀉縣																													
神奈川縣																													
東京府																													
計																													

第二十六 患者作業別延人員

(大正三二年)

種別 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 計

備考 罪數ト犯數ト一致セサルハ一人ニシテ數罪ヲ犯シタルニヨル 本表ノ數字ハ全部男子ナリ

七四

種別	大 正 三 年												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
病室付雑役	六二	六二	七三	七二	七二	七三	七五	六九	六七	六七	五八	六〇	八〇四
繙帯交換所付雑役	九六	九二	一〇〇	一〇〇	一〇四	一〇四	七五	七五	九六	七五	七二	七二	一〇四七
患者輸送	二六四	二五三	二七五	二七五	二八六	二八六	二八六	二八九	二四〇	二五〇	二四〇	二五〇	三二七四
試験動物飼育	六二	五六	六二	六〇	六二	六二	六二	六二	六〇	六〇	六〇	六二	七三〇
物品交付所雑役	五一	四六	五〇	五〇	五二	五二	五二	五二	五八	六〇	六〇	六二	七三〇
糞尿汲取	六二	五六	六二	六〇	六二	六二	六二	六二	六〇	六〇	六〇	六二	七三〇
汚物焼却	二四	二二	二五	二五	二六	二六	二七	二六	二四	二四	二四	二七	三〇一
醫療藥劑係付雑役	二〇四	一七三	二二五	二二二	二六七	二九五	三二二	三三〇	二九八	二二	二四九	二四九	三三七一
理内掃除	一〇	一七	二二	二二	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三二六
構内掃除	五七	五六	六二	六二	六二	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六二	七三二
點時雑役	三一	二八	三二	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三六五
木工	六〇	四六	五一	五〇	四九	六三	五五	五五	四八	五四	五三	五三	六〇一
ブリキ細工	二六	二二	二二	二二	二八	二六	二六	二六	二四	二四	二四	二四	二九六
構内紙屑拾ヒ	二四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二七二
浴場付雑役	四八	四六	五〇	五〇	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五九六
唾壺掃除	一五	一四	一五	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	二四四
裁縫付雑役	二五	二二	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三二八
裁縫工製	二五	二二	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三二八
畑開墾	二五	二二	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三二八
耕作	二五	二二	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三二八
合計	一、七九二	一、七九二	二、一〇二	二、一〇二	二、三二〇	二、三二〇	二、四五九	二、四五九	二、四六九	二、四六九	二、四六九	二、四六九	三〇、六四五

備考 患者ニ作業セシメタル慰勞手當ハ舍長ハ月額金壹圓學事世語及保母ハ月額金壹圓拾錢ツ、
其他ノ作業ハ一日(四時間就業シテ)金壹錢以上五錢迄ヲ給與セリ

第二十七

患者作業慰勞金高

(大 正 三 年)

種別	大 正 二 年												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
舍長	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	一〇、八〇〇
學事世語	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一三、二〇〇
保室付雑役	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一三、二〇〇
病室付雑役	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二五、二〇〇
患者輸送	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二五、二〇〇
繙帯交換所付雑役	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二五、二〇〇
試験動物飼育	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二五、二〇〇
物品交付所付雑役	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一八、三六〇
糞尿汲取	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三七、二〇〇
汚物焼却	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	八、二八〇
浴場付雑役	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	二三、〇四〇
醫療藥劑係付雑役	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二、三四〇	二八、〇八〇
理内掃除	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二九、〇四〇
構内掃除	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二九、〇四〇
點時雑役	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一三、〇二〇
裁縫付雑役	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	〇、六九〇	八、二八〇
合計	一、七九二	一、七九二	二、一〇二	二、一〇二	二、三二〇	二、三二〇	二、四五九	二、四五九	二、四六九	二、四六九	二、四六九	二、四六九	三〇、六四五

統計

種別	大正二年		大正三年	
	合計	現金及爲替 作業工賃 畑作物納入	合計	現金及爲替 作業工賃 畑作物納入
一月	一〇七三三一	一〇七三三一	一一〇八九三	一一〇八九三
二月	五五四五七	五五四五七	五五九九五	五五九九五
三月	八一四八二	八一四八二	八三二五五	八三二五五
四月	四七五二五	四七五二五	一九六五五	一九六五五
五月	六一九二〇	六一九二〇	二五一一三	二五一一三
六月	三二一〇五	三二一〇五	二九三三〇	二九三三〇
七月	六八七五五	六八七五五	四一五五五	四一五五五
八月	四五四〇六	四五四〇六	二二一六二	二二一六二
九月	三八四〇〇	三八四〇〇	一八四三六	一八四三六
十月	二六三三〇	二六三三〇	二二一五三	二二一五三
十一月	一八四九八	一八四九八	二二一八三	二二一八三
十二月	九〇六四七	九〇六四七	三三二一六	三三二一六
計	七三三三七	七三三三七	四七〇三七	四七〇三七

第二十八 患者收入金調

(大正三年)

種別	大正二年		大正三年	
	合計	浴場付雜役 睡壺掃除 裁縫附雜役 藁草履及草履製作 耕作地開墾 耕作	合計	浴場付雜役 睡壺掃除 裁縫附雜役 藁草履及草履製作 耕作地開墾 耕作
一月	一八四〇〇	一八四〇〇	一八四〇〇	一八四〇〇
二月	一八四〇〇	一八四〇〇	一八四〇〇	一八四〇〇
三月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
四月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
五月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
六月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
七月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
八月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
九月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
十月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
十一月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
十二月	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
計	二二八三六	二二八三六	二二八三六	二二八三六

種別	大正二年		大正三年	
	合計	舍長 學事世話 病室付雜役 患者輸送 綿帶交換所雜役 試驗動物飼育 物品交付所雜役 糞尿汲取 汚物燒却 醫療藥劑掛附雜役 理內掃 構內燈 臨時雜役 木細工 ブリキ細工 構内紙屑拾	合計	舍長 學事世話 病室付雜役 患者輸送 綿帶交換所雜役 試驗動物飼育 物品交付所雜役 糞尿汲取 汚物燒却 醫療藥劑掛附雜役 理內掃 構內燈 臨時雜役 木細工 ブリキ細工 構内紙屑拾
一月	六九四六〇	六九四六〇	六九四六〇	六九四六〇
二月	六八三九〇	六八三九〇	六八三九〇	六八三九〇
三月	七六五二〇	七六五二〇	七六五二〇	七六五二〇
四月	七三六三五	七三六三五	七三六三五	七三六三五
五月	七二七五五	七二七五五	七二七五五	七二七五五
六月	七三二二〇	七三二二〇	七三二二〇	七三二二〇
七月	七二二四五	七二二四五	七二二四五	七二二四五
八月	七五五一五	七五五一五	七五五一五	七五五一五
九月	七三三〇五	七三三〇五	七三三〇五	七三三〇五
十月	七四三三五	七四三三五	七四三三五	七四三三五
十一月	七五九二五	七五九二五	七五九二五	七五九二五
十二月	七八四四五	七八四四五	七八四四五	七八四四五
計	八八四三〇	八八四三〇	八八四三〇	八八四三〇

第三十

患者耕作蔬菜納入金額

(大正三二年)

品名	大正二		大正三	
	納入數量	金額	納入數量	金額
大菜	1,133.000	5,583.8	1,133.100	5,335.8
馬里	1,083.000	4,311.0	1,133.100	7,135.0
鞘	642.500	2,107.2	642.000	2,708.0
里	1,078.500	4,107.2	735.000	3,000.0
大	328.000	556.8	850.000	3,400.0
菜			1,355.000	1,471.0
合	3,958.800	28,949.8	5,136.200	33,076.8
計				

備考 評價ハ市價ニ比準セシモノナリ

關係法令

●癩豫防ニ關スル件

(明治四十年三月十八日 法律第十一號) 改正 大正五年三月十日 法律第二十二號

第一條 醫師癩患者ヲ診斷シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ツヘシ其轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防法ヲ行フヘシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第四條ノ二 療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

一被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費

二檢診ニ關スル諸費

三其他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル處ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スル

モノトス

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑ヒアル患者ノ檢診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●癩豫防ニ關スル法律施行ノ件 (明治四十年八月三日) 改正(明治四十年十二月勅令第二百八十四號) 改(明治四十年十二月勅令第三百五十一號)

明治四十年法律第十一號ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨追徴及負擔ニ關スル件 (明治四十年七月九日勅令第二百六十二號)

第一條 明治四十年法律第十一號第三條ニ依リ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ノ一時救護ニ要ス

法 令

ル費用ハ必要アルトキハ救護地道府縣ニ於テ之ヲ繰替支辨スヘシ
市町村長ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村ニ於テ繰替支辨スヘシ

第二條 前條ニ依リ繰替支辨シタル費用ハ被救護者ニ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ此場合ニ於テ必要アルトキハ義務者ノ住所地若クハ所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ其ノ徵收ヲ委託スルコトヲ得
辨償金ノ徵收ニ關シテハ府縣稅徵收ノ例ニ依ル
市町村ニ於テ繰替支辨シタル費用ニシテ前二項ニ依リ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ

第三條 一時救護ニ要シタル費用ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ノ負擔トス

第四條 療養所ニ於ケル救護費ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ被救護者ノ本籍地本籍地ナキ又ハ不明ナルトキハ救護地ノ屬スル療養所設置區域内道府縣ノ負擔トス療養所ニ送致スル費用ニ付亦同シ

第五條 癩患者死亡シタルトキハ救護ノ費用ハ其ノ遺留ノ金錢又ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサル場合ニ於テ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ遺留物件ヲ賣却シテ之ニ充ツルコトヲ得
第六條 本令ニ依リ道府縣ニ於テ繰替支辨シ又ハ負擔スヘキ費用ハ沖繩縣及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ支辨トス

第七條 本令ニ於テ市町村又ハ市町村長ト稱スルハ市制町村制ヲ施行セサル地ノ之ニ準スヘキモノヲ包含ス

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●癩豫防ニ關スル法律ニ依ル國庫補助ノ件

明治四十年八月三日勅令第二百八十五號

明治四十年法律第十一號ニ依ル道府縣ノ支出精算額ニ對シ國庫ハ同法第八條ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ補助ス但シ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス
一 療養所創設費擴張費及之ニ伴フ初度調辨費 二分ノ一
二 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル無籍者又ハ本籍不明者ノ救護費 二分ノ一
三 其ノ他ノ諸費 六分ノ一
四 私立ノ代用療養所ノ創設費擴張費及之ニ伴フ初度調辨費ニ對スル補助費 二分ノ一
五 私立ノ代用療養所ニ對スル其ノ他ノ補助費 六分ノ一

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●癩豫防ニ關スル施行規則

(明治四十年七月二十日)改正(明治四十三年六月同令)内務省令第十九號

- 第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ
癩患者ヲ診斷シタル醫師ハ故ナク其ノ事實ヲ漏泄スルコトヲ得ス
- 第二條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ一時之ヲ救護シ
又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ通知シ且患者ノ
本籍住所氏名及病況竝扶養義務者ノ住所氏名等ヲ具シ地方長官ニ報告スヘシ
- 地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續ヲ爲ス
ヘシ但シ適當ト認ムル扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者ノ引取ヲ命スヘシ
- 警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護
ヲ爲シ又ハ市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ
- 第三條 前條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムヘキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ療養所管理者
ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル設立地ノ地方長官ニ於
テ之ヲ建設管理スヘシ
- 當該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ
- 第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長官ハ療養所ノ
設立者ニ對スル命令條件ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ
警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來ノ症候經過及

- 反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シ
タル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ
檢診ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシ
ムルコトヲ得
- 檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セサルトキハ檢診ノ請求ヲ
取消シタルモノト看做ス
- 第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セス但當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ
在ラス
- 第八條 行路死亡人ノ取扱ヲ受クルモノヲ除ク外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體
及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行路病人及行路死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長ニ於テ
救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ
- 療養所ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體ハ之ヲ火葬スルコトヲ得
- 第九條 第二條及第六條ノ地方長官ノ職權其ノ他癩豫防上警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警
視總監之ヲ行フ
- 本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシム
ルコトヲ得

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ執行ス

●癩患者療養所設置區域ニ關スル件

(明治四十年七月)改正(明治四十三年三月)内務省令第十二號

道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル爲必要ナル療養所ヲ設置スヘシ

第一區域

東京府(伊豆七島小笠原島ヲ除ク) 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 愛知縣 靜岡縣 山梨縣 長野縣

第二區域

北海道 宮城縣 巖手縣 青森縣 福島縣 山形縣 秋田縣

第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 鳥取縣 和歌山縣

第四區域

島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣

第五區域

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣
前項療養所ノ設立地ハ第一區域ニ在リテハ東京府下第二區域ニ在リテハ青森縣下第三區域ニ在リ

テハ大阪府下第四區域ニ在リテハ香川縣下第五區域ニ在リテハ熊本縣下トス

附則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ執行ス

●海外諸港又ハ臺灣ヨリ來ル癩患者ノ取扱ニ關スル件

明治四十年九月十四日勅令第二百九十四號

海外諸港又ハ臺灣ヨリ來ル船舶ニ癩患者アル場合ニ於テ其患者外國人ナルトキハ地方長官ハ其上陸ヲ禁止スヘシ但シ已ムコトヲ得サル事由アリト認ムルトキハ條件ヲ附シテ一時上陸ヲ許可スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ執行ス

●癩療養所職員ノ名稱待遇及任免ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日勅令第三百四十六號

第一條 本令ニ於テ療養所ト稱スルハ明治四十年法律第十一號第四條第一項ノ規定ニ依リ設置スルモノヲ謂フ

第二條 療養所ノ職員左ノ如シ

所長 醫師 醫員 調劑員 書記

第三條 療養所ノ所長及醫師ハ委任官ノ待遇醫員調劑員及書記ハ判任官ノ待遇トス

第四條 療養所ノ職員ニシテ委任官ノ待遇ヲ受クル者ノ任免奏薦及宣行ハ委任官ノ例ニ依リ之ヲ

法令

行ヒ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ任免ハ療養所ヲ管理スル地方長官之ヲ行フ

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●癩療養所職員ノ官等、等級、配當ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日 勅令第三百四十七號

奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員ノ官等、等級ハ其ノ俸給額ニ應シ別表ニ依リ文武高等官、官等又ハ文武判任官等級ニ配當ス但シ同官等内又ハ同等級内ニ於テハ文武官吏ノ次席トス

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別 表)

奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員官等配當表	
奏 任	
五 等	年 俸 千四百圓以上
六 等	年 俸 千四百圓未滿
七 等	年 俸 八百圓以上
八 等	年 俸 八百圓未滿

判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員等級配當表

判 任	
一 等	月 俸 六拾圓以上
二 等	月 俸 四拾五圓以上 六拾圓未滿
三 等	月 俸 參拾五圓以上 四拾五圓未滿
四 等	月 俸 參拾五圓未滿

●道廳府縣警察醫及警視廳警察醫並癩療養所職員ノ休職ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日 勅令第三百四十八號

道廳府縣警察醫及警視廳警察醫並ニ癩療養所職員ノ休職ニ關シテハ明治三十七年勅令第百十一號ヲ準用ス

●癩豫防ニ關スル件

明治四十二年二月二日 內務省訓令第四十五號

癩ハ古來本邦各地ニ蔓延シ久シク其病性ヲ誤認セラレタルモ癩菌ノ發見ニ依リテ其ノ傳染性ナルコトヲ確定セラレタルモノニシテ主トシテ接觸ニ依リ又ハ患者ノ鼻汁、唾液、潰瘍部ノ濃汁等ニ汚染シタル物件ヲ介シテ病毒ヲ他ニ傳播スルノ危険アルモノトス是ヲ以テ政府ハ明治四十年三月本病ノ豫防ニ關シ法律第十一號ヲ發布シ癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且ツ救護者ナキモノハ之ヲ府縣ノ療養所ニ隔離シ其ノ他ハ各自ニ於テ消毒其ノ他豫防方法ヲ行ハシメ以テ本病ノ蔓延ヲ防止シ

法 令

漸次其ノ根絶ヲ圖ラントス然ルニ本病ハ從來非傳染性ト思惟シ來レルト其ノ經過緩慢ニシテ長年月ニ涉ルヲ以テ繼令外部ヨリ督勵ヲ嚴ニスト雖一般人民ヲシテ自衛ノ道ヲ講セシメ又患者並家人ヲシテ公德ヲ重ンセシムルニ非サレハ隱微ノ間ニ於テ病毒ノ散漫ヲ來タシ所期ノ目的ヲ達センコト容易ナラス依テ一般人民ニ對シ常ニ本病ノ性質豫防ノ方法等ヲ訓諭シ之カ誘導ヲ怠ラサルハ勿論現ニ患者アル家ニ對シテハ特ニ左記各號ノ事項ヲ指示シ學校病院製造所旅店船舶等ニ於テ患者ヲ發見シ若クハ患者ヲ入ラシメタルトキ亦之ニ準シ相當處置セシムル等本病豫防ノ効果ヲ收ムルニ努ムヘシ

內務大臣法學博士 男爵 平 田 東 助

癩ニ關スル消毒其ノ他豫防方法

- 一 患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ他ノ家人等ト雜居セサルコト
- 二 患者ノ衣類寢具其ノ他日用品等ハ特ニ專用ノモノヲ備ヘ他ト混同セサル様注意スヘシ
- 三 患者ノ常用衣類敷布寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- 四 患者ノ居室ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 五 患者ノ居室ニハ消毒藥ヲ容レタル唾壺ヲ備フルコト
- 六 病毒ニ汚染シタル繻帶手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑襪類ハ燒却スルコト
- 七 患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出セントスルトキハ清潔ナル衣服ヲ着用シ又潰瘍アルモノハ其ノ繻帶ヲ更ムルコト

八 患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店公衆浴場料理店飲食店劇場寄席乘合船車等公衆ノ出入スル場合ニ立入ラサルコト

九 患者ハ牛乳ノ搾取飲食物飲食物具金屬陶器類ヲ除ク玩具ノ調製又ハ其ノ販賣其ノ他病毒傳播ノ虞レアル業ニ從事セサルコト

十 患者ノ住居シタル家屋ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用貸與又ハ授與セサルコト

十一 患者ノ使用シタル衣類寢具器具ハ勿論家人ノ常食衣類等病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用授與移轉又ハ遺棄セサルコト

十二 患者ノ一時滞留シタル場合ニ於ケルモ其ノ占居シタル室並其ノ使用シタル衣類寢具器具等ニ對シテ亦前二號ヲ適用スルコト

十三 看護等ノ爲メ常ニ患者ニ近接シ又ハ病毒汚染物件ヲ取扱フ者等ハ常ニ手指ノ消毒ニ注意シ又可成上被ヲ着用シ時々之ヲ消毒スルコト

十四 癩患者ノ死體ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト

十五 消毒方法ハ明治三十年內務省令第十三號ノ規定ニ準シ施行スルコト

●癩患者鐵道輸送ニ關スル件

明治四十二年二月十八日內務省警甲第二號
內務省衛生局長ヨリ東京府知事ヘ通牒

本年四月以降癩療養所ニ患者ヲ送致スルニ當リ鐵道輸送上ノ便宜ヲ圖ル爲相當車輛ノ供給及運賃後拂並ニ運賃低減等ニ關シ曩ニ當省次官ヨリ鐵道院副總裁ヘ照會相成候處今般運賃低減ノ外ハ當省次官ノ希望ニ應スル旨同總裁ヨリ回答有之即チ豫メ當該官憲ヨリ申出アルトキハ其ノ人員ニ依

法 令

リ出來得ル限リ客車内ノ一部又ハ相當車輛ヲ專用トシテ供給セラレ又運賃モ當該官憲ノ請求ニ依
リ後拂ヒトスルコトヲ得ル儀ニ有之又私設鐵道ニ對シテモ官線同様便宜ヲ與ヘ吳レ候様鐵道院ヨ
リ各會社ヘ通牒シタル趣ニ候條右御承知相成度此段及通牒候也

●癩患者鐵道連絡船輸送ニ關スル件(明治四十二年三月二十六日衛發第四十一號ノ内
内務省衛生局長ヨリ東京知事ヘ通牒)

癩患者鐵道乗車ノ件ニ關シテハ曩ニ及通牒置候處尙又鐵道連絡船ニ於ケル取扱ニ就キ御問合ノ向
有之鐵道院ヘ照會候處汽車輸送ノ場合ニハ別ニ乗用車輛ヲ連結シ又ハ一室ヲ仕切ル等普通旅客ト
隔離スルノ便アルモ汽船ニハ右ノ餘地無之ヲ以テ汽車同様ノ取扱ハ致難キモ事情ノ許ス場合ニ限
リ可成便宜ヲ謀ル様可取計旨回答有之候條爲念此段及通報候也

●第一區府縣立全生病院規程

明治四十二年三月三十日
東京府訓令第十號

改正

明治四十二年九月訓令第二十九號、同四十二年十二月訓令第三十四號、
同四十二年三月訓令第三十號、同四十二年八月訓令第三十二號、
同四十二年九月訓令第三十一號、同四十二年十月訓令第三十號、
同四十二年十一月訓令第三十號、大正四年十月訓令第十號

第一條 當病院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 院長 一人
- 醫長 一人
- 醫員 四人
- 調劑員 二人

書記

六人

第二條 院長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ院務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス

醫長ハ院長ノ命ヲ受ケ醫員及調劑員ヲ指揮シ醫務及調藥ニ關スル事務ヲ掌理ス
醫員ハ院長及醫長ノ命ヲ受ケ診察治療及豫防消毒ノ事務ニ從事ス
調劑員ハ院長及醫長ノ命ヲ受ケ調藥事務ニ從事ス

書記ハ院長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ニ從事ス

第三條 院長ハ左ノ事項ヲ專行ス

- 一 院務ニ關シ別段ノ規定アルモノノ外文書ノ往復ヲ爲スコト
- 二 職員ニ除服ヲ命シ又ハ請暇ヲ許否スルコト
- 三 機關手雇員並備員ノ採用又ハ罷免ノコト
- 四 本院ニ對スル動産ノ寄附ニシテ見積價格五拾圓未滿ノモノノ受領及其ノ處分ヲ爲スコト
- 五 患者ノ入院退院及患者ヲ入ラシムヘキ療養所變更協議ニ關スルコト
- 六 患者ノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關スルコト
- 七 院務ニ關シ出張ヲ爲シ又ハ職員若ハ雇員ニ出張ヲ命スルコト
但シ宿泊五日以上ニ涉ルモノハ知事ノ許可ヲ受クルヲ要ス
- 八 墓地並ニ火葬場管理ニ關スルコト

第四條 院長ハ職員ノ進退ニ關シ知事ニ具申スルコトヲ得

第五條 院長ハ處務細則其ノ他必要ナル規程ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

法令

- 第六條 院長ハ變災又ハ異常事故アリタルトキハ知事ニ速ニ報告スヘシ
院長ハ患者逃走シタルトキハ患者送致府縣名氏名逃走年月日時逃走ノ事由ヲ詳記シ速ニ知事ニ報告スヘシ患者歸院ノ場合亦同シ
- 第七條 院長ハ翌年度收支豫算材料ヲ調査シ毎年五月十五日限知事ニ差出スヘシ
- 第八條 院長ハ毎年度各科目毎ニ收支増減ノ理由ヲ詳記シタル決算書ヲ調製シ翌年度五月十五日限知事ニ差出スヘシ
- 第九條 本院執務時間ハ當廳ノ例ニ依ル但シ知事ノ認可ヲ得テ時限ヲ變更スルコトヲ得
- 第十條 本規程其ノ他特ニ命令ヲ以テ定メタルモノヲ除ク外當廳ノ例規ヲ準用ス
- 第十一條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス

大正五年三月廿五日印刷
大正五年三月三十日發行

（非賣品）

發行者 第一區府縣立全生病院

東京市京橋區高代町四番地

印刷者 高島幸三郎

電話京橋一五四七番
振替東京一一七一三番

東京市京橋區高代町四番地

印刷所 高島活版所

10-129

大清宣統三年三月廿五日

准

行

宣統三年三月廿五日

終

